



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ガザン=カンの税制改革
Author(s)	本田, 實信
Citation	北海道大學文學部紀要, 10, 87-127
Issue Date	1961-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33269
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_P87-127.pdf



ガザンⅡカンの税制改革

本
田
實
信

ガザン・カンの税制改革

本 田 實 信

序 言

一、税制紊乱の実状

二、雑多な税目

三、新税制

結語

序 言

イランは十三世紀中葉から約八十年間モンゴル人の支配下に置かれた。このモンゴル政権の主はイルカン (Ilkhan 国王¹⁾の意) と称され、従つてその王朝をイルカン朝という。イラン人は今日もなおイルカン朝時代を、野蛮な異教徒に自らの誇るべき文化と伝統が蹂躪された最も悲惨な時期と考えている。事実モンゴル人の収奪は耐え難いものがあり、国土の荒廃は甚しいものがあつた。勿論モンゴル支配時代を全くの文化凋落期と見做すことはできない。モンゴル帝国の中に組み入れられることによつて、イラン人は当時の東西交易で活躍する機会を得、異質の諸文化に接触して自らの視圈を拡大することができた。イラン史学史上の最高の作品が産み出されたのはモンゴル支配時代に於いてであつたことを忘れてはならぬ。それにしてもモンゴル人の収奪は目に余るものがあつた。固有の遊牧部族制に基づく軍事力の

みを己の政権の支柱としたイルカン朝は、この軍事力を維持する経済的手段を全く支配下のイラン人に求めざるを得なかつた。「部族」と「財政」の問題は当初からモンゴル政権の存亡に係る重要問題であつたはずである。然るにモンゴル人は事毎に部族的内訌を繰返し、歴代のイルカン達は確たる財政政策を持たなかつた。「部族」と「財政」の問題の矛盾が露呈され、政権の基礎がまさに失われようとした時、ガザン・カン (Ghazan Khan 在位 1295-1304) という若年のイルカンが出て、輔弼の臣にラシード・アル・ディーン (Rashid al-Din Fadlallah b. 'Imad al-Daula Abū'l-Khayr 在任 1298-1318) という大政治家を得て、部族と財政の問題に真正面から取組み、次々と改革を断行した。モンゴル人君主ガザン・カンとイラン人宰相ラシード・アル・ディーンとの合作であるこの政改革政治は、法秩序の確立、軍事制度の改正、財政の整頓によつて中央集権の実を挙げようとしたものである。この改革によつて樹立された支配体制はどのようなものであつたか。その中でモンゴル人は自己の固有性をどのように主張しているか、イランの伝統にどのように対処しているか。この興味ある問題を考えるのに、我々は絶好の史料を与えられている。それはラシード・アル・ディーンその人の著作「集史」(Jamī' al-Tawārīkh) である。ラシード・アル・ディーンは一二九八年宰相 (Vazīr) の印綬を佩びるや、ガザン・カンの政改革政治の立案、推進に直接与つた人である。彼は一二三〇年ガザン・カンよりモンゴル史を撰することを命ぜられたが、一二三〇四年ガザン・カンが崩じた時、未だ脱稿することができず、一二三〇七年四月十七日次代オルジェイト・カン (在位 1304-1316) に捧呈した。オルジェイト・カンより更に世界史を書き足すことを命ぜられ、一二三〇一一年に至つて全巻を完成した。これが「集史」である。ガザン・カンの政改革政治のことは「集史」の「ガザン・カン紀」第三章に詳しい。四十節から成る本章は、ラシード・

ル・ディーンのガザン・カンへの傾倒の告白であり、自分自身が参劃した改革政治の記録を永久に遺し伝えようとしたものである。この種の記録に往々見られる自讃、阿諛、偏見はここにはない。史家として事実を録し伝えようとする態度が一貫して保たれている。敘述に生彩があるのは自己の体験の記録であるためである。この章が「集史」中の庄巻であり、イランに於けるモンゴル人の統治組織とモンゴル支配下のイラン社会の様相とを探索するのに第一等の史料たる所以である。

本稿はガザン・カンの行なつた諸改革の一つである税制改革を主題とする。私は前に「イルカン国に於ける *iqta'* 制に就いて」という一文を草して本紀要第七号に発表し、ガザン・カンのモンゴル軍人に対する食邑 (*iqta'*) 授与の問題を論じた。その際食邑授与が税制改革との密接な関連のもとになされたことを指摘した。本稿ではガザン・カンの即位以前に於ける税制紊乱の実状を調べ、彼が定めた新税制に就いて考え、税制改革の性格と意義とを論じてみたい。

税制改革のことは「集史」の「ガザン・カン紀」第三章第十六節に詳述されている。ここでラシード・アル・ディーンは税制改革の経過を克明に記し、且つ「税制改革の勅令」の写しを載せている。この「勅令」——詳しくは「諸州の租税は中央の財務省が詳細な台帳を作成してその配賦を決定する。州の土着諸侯・知事達は如何なることがあつても支払命令書を発行してはならぬ。この件に関する勅令 (Yarligh)」——はかなり長文であり、税制紊乱の実状とその原因、新租税政策の方針、租税台帳の作成、新税法の内容を詳しく述べている。本稿はこの「税制改革の勅令」を考察の中心に置く。考察に当つては「集史」の外に、イルカン国時代の史書・碑文をできる限り広く利用することに努めた。その主要なものを挙げれば、ジュヴァイニーの「世界征服者の歴史」、ヴァッサーフの「歴史」、ハムダラーフ・ムスタウフイーの「心魂の歓喜」の「地理誌」の部、ラシード・アル・ディーン

の「書簡集」、マーズンダラトニーの「天職論」等である。

ガザン・カンの税制改革の問題はこれまで多くの研究者によつて取扱われてきた。特にバルトリドはジョルジアのアニで発見されたアブ・イ・サイド (在位 1316-1335) の勅令の碑文を研究し、そこに見える税制上の術語を解明し、イルカン国の税制に始めて批判的分析を試みた。その後の研究者は何れもこのバルトリドの研究を土台にし、彼の学説の敷衍、補足、訂正を志してきた。代表的な研究としては次のものが挙げられよう。ミノルスキー「ナスイル・アル・ディーン・ヒトウシーの財政論」、ベレニツキー「フラグ朝時代のイランに於ける社会諸関係の問題に寄せて」、フリー・ザード「十三・四世紀アゼルバイジャンの社会・経済・政治史」の第五章「農民の狀態と階級闘争の諸形態」、ペトルシェフスキー「十三・四世紀に於けるイランの農業と農業諸関係」の第八章「封建地代と租税」、ヒンツ「中世東方諸国の財務官庁の會計制度」、シャーマン「十三世紀に於けるモンゴルの租税制度の実際」、トガン「トルコ全史入門」の第四章第十節「イルカン国の国家制度」、ラムトン「ペルシアの地主と農民」の第四章「モンゴル人と伝統からの断絶」、シュプラー「イランのモンゴル人」の「租税制度」の章、フアリーナ「ガザン・カンの改革」。これらの研究には夫々ガザン・カンの税制改革に関する言及があり、或は術語の解明が試みられ、或は改革の意義が論じられている。ただ税制改革そのものを主題とした専論はないし、税制上の術語に就いても論ずべき点は多々残されている。新税制の確立を中心とするガザン・カンの改革政治の全貌はなお明確には把握されていないのが現状である。

本稿は上述の諸研究に負う所多大である。その成果を利用しつつ、典拠を原史料に求めてガザン・カンの税制改革の経過を調べ、改革者

の意図が那邊に存していたかを考えようとするものである。

一、税制紊乱の実状

ガザン・カンは一二九五年十一月三日首都タブリーズに於いて即位した時、国庫が全く空虚なのを知った。曾祖フラグ・カン(1265歿)がイスマール派暗殺団の根拠地やアッバース朝五百年の都バグダードから奪取してきて、ウルミア湖上のシャーフ・タラ城に貯えた莫大な財宝も、父アルグン・カン(在位1284-1291)がスグルク(現在のタフト・イスライマーン)に集めた財貨も、或は王位交替の度にに行なわれる濫りな恩賞により、或は無秩序に乗ずる盗難によつて消散してしまつた。²³⁾ 外征による豊富な戦利品の獲得は最早期待できず、国税の徴収は乱れ、国庫収入は皆無となつた。然も打続く内戦と国防備とは徒に出費を増大せしめ、一般の民に対する誅求を募らせるのみであつた。ヴァッサーフは次のように言う。²⁴⁾

「国庫に金銭は残つていなかった。何者、その年(ヘジラ暦六九四年=西暦一二九五年)は八ヶ月の間に三人の帝王(ガイハト・カン、バイドゥ・カン、ガザン・カン)が一つの玉座を望むということがあり、王国の辺境では二度も大軍役が起されたからである。混乱は全国に及び、就中ファールス州に於いて著しく、税の前取り(taqdima)・追加(namari)が行なわれ、家畜税(marāsh)は十に就き二の割合で取立てられた。このため一般の民の困窮は甚しかつた。」

国庫にはモンゴル軍人への救恤の資もなく、使節への贈物にも事欠いた。国庫の空虚さは信じ難い程であつたので、恩賜に狂れた者達は不平を洩した。これを聞いたガザン・カンは官人、近臣達を集めて次のように言つた。²⁵⁾

『何頭かの駱駝と驃馬の背に載せられている荷物は財宝と呼ばれてはいるが、お前達はその箱の中に一体何があると思つてゐるのか。私は工作が好きだ。何時もいろいろな木を削り、物を作つてゐる。積載されているものは大部分が木材と様々の工作道具・器械であり、その他は若干の武器である。お前達に隠し立てはしない。財庫官達はこのことをよく知つてゐる。何も見出されないのに、どうして与えることができようか。先祖からは何の財宝も私に残されてゐない。諸州からの税(ribā)は何も運ばれてこない。私は荒廢した国土の主となつたのだ。お前達こそ州の税を集めて齎すがよい。その時なお私が何も与えないならば、落度は私の側にあるだろう。』

このような財政の逼迫に直面したガザン・カンは如何なる打開手段を選んだか。彼の財政政策は、アルグン・カンの如く専ら収奪によつて財を貪るものでもなく、ガイハト・カン(在位1291-1295)の如く紙幣(chāh qash)の発行によつて一挙に財を国庫に集めようというものでもなかつた。彼は実状をよく認識して、国庫を充実させ、財政を建直すには、租税制度の確立以外に方法のないのを知つた。先祖伝来の財宝もなく、外征による戦果も期待できないとすれば、国庫収入の途は租税徴収以外にない。然もこれまでのイルカン達の放漫な租税政策は、徴税に携わる者達の私慾を満たすのみで、税の国庫納入は遅滞し、民は誅求のため疲弊の極に達した。ガザン・カンは国庫の經常収入を確保するには、租税制度を確立すべきであるという当然の理を悟つたのである。税制の改革は生き延びるために必須であつた。

さて、イルカン国も含めて中世の東方イスラム諸国は二元的な行政機構を持つ。一つは宮廷(dar al-ḥaḥ)一つは政府(dar al-ḥaḥ)。イルカン朝時代の史料に就いてみると、公特別の、個人に関するという意味のアラビア語 al-fard 又は al-fardī は法制術語として公君主自身のことに關する、宮廷に關する、王室領の意に用いられてゐる。これに

対して公名簿、官衙、政府、財務省を意味するアラビア語 *divān*⁽²⁸⁾ にペルシア語の形容詞作成語尾「-i」をつけた *divāni* は公政府に関する、財務省関係の、国有地を意に用いられる。*pādshāh* 公王国の意というペルシア語も *divāni* と同義に用いられる。財政機構でもこの区分が立てられていて、収入・支出は君主の私的な宮廷財政と公的な国家財政の二つの範疇に分けられる。本稿では国家財政を問題とし、宮廷財政のことには直接触れない。勿論収入・支出に関して両者の間に截然たる区分が存していたとは考え難いが、ここでは「財務省 (*divān*)」所管の租税、即ち「国税」を取扱う。

この「国税」は何と呼ばれていたか。これをイルカン朝時代の史料に見える用例に就いてみると、基本的には次の三つの言い方が見出される。

- (1) *huqūq-i divāni*
- (2) *amvāl-i divāni* また *māl-i divāni*
- (3) *mutavajjihāt-i divāni*

huqūq はアラビア語 *haqq* の複数形で、公正義、権利、要求、義務を意味する。従って第一の *huqūq-i divāni* は公政府に属する権利、財務省の要求という意味合いであり、「国税」全般を指す。次に *māl* は公財産、富、所有物、金銭、家畜、収入を意味する。アラビア語で「税」、貢納を一般を指し、時には地租 (*kharaṭ*) と同義に用いられる。*amvāl* は *māl* の複数形で、両者は殆んど区別なく用いられる。*amvāl-i divāni* も *māl-i divāni* も共に「国税」を意味する。*mutavajjihāt* はアラビア語 *mutavajjih* 公傾向がある、向う、出発するの複数形であり、同じく「税」一般を指すのに用いられる。⁽²⁹⁾ これらの語を組合わせた言い方、*huqūq va mutavajjihāt-i divāni*, *amvāl va huqūq-i divāni*, *māl va mutavajjihāt-i divāni* など、また *divāni* を略して、*māl*, *amvāl*, *mutavajjihāt*, *māl va mutavajjihāt* などを

言い方もある。これらは何れも公国税を意味する。その意味内容のニュアンスはコンテクストによつて知る外ないが、強いて言えば、*huqūq-i divāni* は徴税権に、*māl*, *amvāl* は租税内容である錢糧に、*mutavajjihāt* は税額、税目に関連して用いられるようである。更に *mutavajjihāt* は公元額に附加して課せられる税、即ち公附加税の意味にも用いられる。⁽³⁰⁾

それではこの国税の正常徴収を阻むものは何であつたか。国税が国庫に納入されず、民が誅求に苦しんだのは何故であつたか。これに就いてはガザン・カンがその「勅令」に於いて己の改革以前の税制紊乱の状態を記す次の一節が参考となる。⁽³¹⁾

「以前には誅求者・压制者達は臨時経費 (*kharaṭ*)・額外課税 (*avarid*) その他詳しく書くとなれば長々となる程多くの動機・理由を口実に税額の二倍を取立てていた。然もその大部分は彼等や官吏、卑劣漢、隊長達が着服し、それからの収入は財務省公庫 (*Bayt al-māl*) に達せず、このため国の混乱と荒廃、税の浪費を惹起した。請負 (*muqāṭa'a va damān*) による国税 (*amvāl-i divāni*) 徴収を承諾した者達の目的は、徴税官 (*mutasarrif*) となつて欲するままを為すことであり、請負税額 (*māl-i muqāṭa'a*) の二倍を取立て、然もその一小部分すら財務省に納入しなかつた。このため軍事、国境防備、国事の緊急事態に臨み、国庫 (*khazāna*) に現金はなく、収用 (*musādara*)、税の追加 (*nāmān*)、前取り (*musā'ada*) によつてすべての人々から取立てるの己むなきに至つた。国・州・民が絶えず動揺、混乱、難渋し、軍隊が補給を欠いて弱体化した所以である。」

これはガザン・カンの税制紊乱に対する実状認識を示す。ここにいう誅求者 (*avān*)⁽³²⁾、压制者 (*zālim*) とは具体的には国税を地方で徴収する知事 (*hakim*) であり、また徴税機構を乱す使者 (*nich*) を指

している。知事の誅求、使者の暴戾が税制の混乱を招いたというのである。更に彼等は臨時経費、額外課税等あらゆる口実を設けて規定額の倍を取立てたという。そこで税制紊乱の実状を調べ、その原因を探るのに、第一に知事はどのようにして民を誅求し、国税を横領したかという事情を考え、第二に知事が額外徴税の口実とした雑多な税目には如何なるものがあつたかを考えてみたい。先ず知事の徴税の実態を調べ、知事の誅求を可能ならしめた原因を探つてみよう。

国税の徴収は州 (*vilāyat*) の知事 (*hakim*) の請負 (*muqāṭa'a*) に委ねるのが普通であつた。この請負制は最高額で競落した者に当該の州の徴税権が授けられるというものではなく、また請負額を予め国庫に納入した者が徴税区に赴いて全く私的に徴収するというものでもなかつた。知事がその州の総税額徴収を中央政府に対して請負い、徴税官 (*mutasarrif*) となるということは一定額の徴収 (*jām-i-yi mu'ayyan*) の責任を負うことであり、請負税額 (*mal-i-muqāṭa'a*) の徴収は如何にしても果さなければならなかつた。知事は中央の宰相 (*vazīr*) の統轄下にあり、地方の軍政長官 (*bosqāq* 又は *shahna*) の監督下に置かれていた。税の徴収・支出はすべて書記官 (*biṭṭichī*) によつて記録された。従つて知事の徴税請負は一応当時の官僚機構の中でなされたと言えよう。請負税額は歳入原簿 (*jām-i-hisāb*) によつて決定された。然しその徴収法は必ずしも確立されておらず、知事の自由裁量の入りこむ余地があつた。法官 (*qāḍī*) の如き宗教的な職務と共に、知事職が売官の対象となるに及んで、請負制の弊害は極まつた。これに就いてラシード・アル・ディーンは次のように述べる。

「大なる弊害の一つは次のことであつた。元來州の土着諸侯、徴税官は榮譽ある名門出の人であるが、最近州の税務に精励することができなくなり、その任務から遠ざかつた。腹黒い乞食共にとつて十年間の貧乏生活を十日間の王侯の享樂に転ずることが可能となつ

た。彼等は「モンゴル人やウイグル人から」利子 (*ṣuḍ*) 附きの借金をして、これを賄賂 (*khidmat*) に使い、州の知事職を得、王侯の高い位に達した。彼等は多大の請負額で州「の徴税権」を得たのであるが、更に自分達の宮殿の費用や、奴僕・家畜・高価な衣服・奢侈品の購入費が必要となると、利子附きの借金を重ねなければならなかつた。金を貸す者は元金が危いと知ると、莫大な利潤の上がることが分るまでは貸さないものだ。〔新知事達は〕一ディナール毎に三乃至四ディナールの利子でやつと借金することができた。彼等は州に赴いたが、徴収すべき国税総額もその借金を弁済するに足らなかつたので、定額 (*muqarrar*) 以上を民 (*ra'iyā*) から取立てざるを得なかつた。かくて神の僕であり、王の納税者 (*khārā-guzār*) である何千という人々が苦難に陥り、途方にくれた。財務省の高官達 (*asṭab-i-diyān*) はこの知事の無軌道ぶりを知ることがあつても、賄賂で汚されていたので、彼が国庫の必要とする税をすべて浪費してしまふのを阻止することができなかつた。そして『彼も亦一人の破産者である』と言つた。多くの民は流散せざるを得ず、税の増減に無関心、無頓着となつた。知事はまた州の軍政長官と書記官達に賄賂を贈つて、自分の邪魔をしないようにした。然し彼等がこの賄賂を受取らなかつたとしても、阻止することに成功しなかつたであろう。何れにしても現金は全く国庫に入らなかつたので、時に若干の物品が持込まれても、その価格の四分の一も支払えなかつた。このため軍は何時も装備が悪く混乱状態にあつた。」

このラシード・アル・ディーンの言は、前引「勅令」の「請負による国税徴収を承諾した者達の目的は、徴税官となつて欲するままを為すこと」であるという個所の具体的な説明とならう。これによつて税制紊乱の一因が請負制にあつたことが判る。然し請負制そのものに原因があるというよりは、その運用に於いて弊害が生じたと言ふべきで

あろう。請負制にはトルコ人、モンゴル人等の支配階級の暴力が直接イラン人農民に及ばないようにするという顧慮が払われており、知事に任ぜられた者も地方の土着豪族が多かった。彼等は本来農民と外来支配者との緩衝たる機能を果すべきものであつた。然るにラシード・アル・ディーンは、鈔発行の責任者であり、且つ自分の前任者である宰相サドル・アル・ディーン・ズインジャーニー (Sadr al-Din Zinjani) 在任 1292-95, 1296-98) の執政時代に「諸州の請負人達はその時代の子のうちに最も卑劣な者 (khasistarin) であつた」と極言している⁴⁹⁾。

知事の非行を更に追求してみよう。知事は請負によつて自分の管轄する州の総税額の徴収権を得たばかりでなく、徴収した国税の支出に就いても責任を負つた。即ち徴収額の中から先づ一定額を州の財政を賄うべき經常支出 (ikhrājāt-i muqarrarī) に充て、次に中央の財務省発行の支払命令書 (barāt) を消化し、残りを国庫に納入しなければならなかつた。第一の州の經常支出は予算制で、その内訳の項目と支出額も予め定められていた。内訳の項目には、地方官吏の俸給 (marsūm)、聖職者の年金 (idrār)、使者経費 (ikhrājāt-i ʿichiyān)、駅舎維持費 (yām)、地方官庁施設費 (imārat) 等があつた。次に財務省は官吏、軍人への給与、武器・物品の購入費を直接国庫から支払うこともあつたが、多くの場合地方で徴収される国税を財源として支払命令書 (barāt) を発行した。知事は支払命令書の所持者 (barātdār) に現金又は現物を額面通り支払うべきであつた。請負徴収額から州の經常支出を引き、支払命令書を消化した残額 (baqī) が国庫への納入金 (mal-i kh. azāna) であつた。これらの収入・支出の詳細は中央・地方の書記官が記録した。知事が請負額を正當なやり方で徴収し、徴収した国税を規定通り支出すれば弊害は生じなかつたはずである。然るに実際には国税の徴収、使途をめぐり知事の恣意、専断、横領が容易に入りこん

だ。

国税の種類には後に述べるように地租 (kharāj)、商税 (tamgha)、家畜税 (marāʾī)、人頭税 (qūpchu) の四税目があり、商税と人頭税の徴収に於いて知事の誅求が甚しかつた。特に qūpchu と呼ばれる人頭税は反復徴収された。これに就いてラシード・アル・ディーンは次のように言う⁴⁹⁾。

「〔請負によつて州の徴税権を得た〕知事 (hakim) は民 (raʾiyat) から年に人頭税 (qūpchu) を十回、処によつては二十回、三十回と取立てた。知事の典型は次のようであつた。先づ自分の徴収分である人頭税総額 (miqdār-qūpchu) の取立てを済ました。その後使者 (ʿich) が国家の重要事、又は錢糧・必要物資請求のため州に来る度毎に、知事はこれを口実に人頭税 (qūpchu) の割附をした。使者が多数来着して、彼等の経費 (ikhrājāt)・要求 (mulamasāt) が限度のないものであつても知事はその到着を喜んだ。彼時には重要事のための費用 (vaḥī-i muhimmat) の名目で、時には糧秣 (ʿulfa)・臨時経費 (ikhrājāt) の名目で、時には饗応 (taʿā-hhud)・要求 (mulamasāt) の名目で割附をした。〔知事はこのようにして徴収した額の〕若干を名目通りの用件に使い、若干を着服し、若干を軍政長官、書記官に与えて自分の共謀者・偽証人とした。民から取立てたこれらの税は一荷も国庫に送らなかつた。〕使者経費は州の經常支出の一つとして計上されていたのに、知事はこの支出区分を守らなかつた。實際、守ることができない程多数の使者の往返があり、彼等の饗応費・要求額は到底經常支出の枠内で賄いされるものではなかつた。然も知事は使者が多数であり、その来訪の回数が多いのを喜んだ。使者の来る度毎に口実を構えて頭割りに民から税を反復して取立てた。名目さえ立てば知事にとつて人頭税を何度

も徴収することが可能であつた。商税の徴収に於いても事情は同じで

あつた。然も「基本税額 (asli mal) から割附 (havalat) てられるべき経常支出 (ikhrājāt-i muqarrarī) は一〇ディナールに就き二ディナール以上には達しなかつた」という。知事は一方で反復徴税しておきながら、経常支出分としては僅にその二〇パーセントを充てたに過ぎない。更にラシード・リアル・ディーンによれば、知事の中には民から取立てた二、三回分の人頭税、商税を人々が訝る程惜し気もなく使者の饗応に濫費し、その後でこの使者饗応費の倍額を民から取立てて着服し、決算時には民から取立てた額の二、三倍を使者経費として記録させ、これを口実に財務省に国税を全く納入しない者があつたという。このようにして殆んど信じられないようなやり方で知事の国税横領がなされたのであつた。

知事の横領行為はこれに止まらなかつた。彼は経常支出の一つとして計上された官吏や聖職者の給料を支払わず、それを着服した。これに就いてもラシード・リアル・ディーンの言がその事情をよく伝えている。

「官吏達の給料と州の経常支出とは、これによつて州の繁栄が可能となり、これなくして国事は執行され得ないものである。知事は規定 (mu'amarā) に従つて何より先にこれを基本税額 (asli mal) から別置すべきであつたのに、何人にも一文も支払わなかつた。年の始めには『先ず国庫納入税 (mal-i khazāna) を作らねばならぬ』ということを実にし、その後では『収穫時に与えよう』という。彼等への支払が実現されないうちに何時も多数の使者達 (ilchiyan)・集税人達 (muhasṣiān) が現われる。すると知事は『こんなに多くの使者の群 (tymāq) が私に襲いかかつた。彼等の事が先ず果されねばならぬ』という口実を持ち出した。かくて年の始めから終りまで今日、明日と延期されて、給料 (idārāt va mārsumāt) 施物 (sadaqāt) 等を受けるべき者達の事態は逼迫し、彼等は裸となり、

餓えてしまつた。より機敏な者は知事の代官達 (navvāb) の庇護を求め、遣取りを重ねた末、自分の給料を半値で売渡し、その代りに現物 (ainās) を二倍の価格で得た。即ち千の術策を用いて、四分の一が手に入つたという訳である。この事に成功した者は自分を恵まれた幸運な者と思ひ、全く何も得ることのできなかつた者達に羨まれた。」

知事の巧妙なやり方に就き、ラシード・リアル・ディーンは前文に続いて次のように言う。

「時には何も得ることのできなかつた者の一人が千の艱難辛苦によつて宮殿に辿り着き、請願して、大財務省から『我等はこの者の俸給を何より先に支払うべきであるといつたのに、何故渡さないのか』という「知事宛の」書状を得た。〔この書状を見た〕知事は『税が州に於いて未徴収である。このために支払わなかつた。支払命令書 (barā) を書き、取得できるようにする』と弁解した。その哀れな男は否応なく未徴収分 (baqāyā) に対する支払命令書を貰う。然し前に述べたように知事は税を規定額以上に取立てていて、何の未徴収分があろうか。その未徴収分とは〔使者来着の度毎に〕割附けた額外の人頭税 (qūpchrūhā-yi ziyādat) のうちの未徴収分のことである。若干の弱き民は反復納税する力もなく、村、家を捨てて逃亡した。額外割附 (qismat-i zaviyā) を阻むこのできた有力者は『これが最後の割附で、これ以上お前達から何も求めない』とか、『割附額を半分に削減しよう』という言質を知事から得て、折合をつける。

主計官 (mustaufī)、書記官 (bitīkchī) は割附全部を帳簿 (daftar) に記すべきであつた。額外の人頭税は一つとして徴収するべきではなかつたが、或る者は納入し、或る者は納入せず、また或る者は少しく納入した。このため最終割附のうちの若干が未徴収ということ

になった。これを未徴収分 (baḡayā) と名附けたのである。主計官、書記官はこの反復割附、収奪行為の共犯者であつたので某某地に然るの未徴収分があると記して、誤魔化しの保証をした。若し代官 (ḡāib) 又は宰相 (vazīr) がこの未徴収分は基本税額 (aṣṣi: mal) のそれであるか、額外割附のそれであるかと問えば、事情は明瞭となつたはずである。然るに代官、宰相はこの事を知りながら、額外徴収分のうちの若干を賄賂として知事から取つていたので、彼等の舌は短かつたのである。」

知事は官吏や聖職者に支払うべき給料を横領したばかりではない。財務省から支払を命ぜられると、自ら支払命令書 (barā) を発行して給料を受くべき者に与えた。この支払命令書の財源は税の未徴収分である。所がその未徴収分とは知事が勝手に反復割附けた額外税の未納分である。この支払命令書は全くの空手形であり、その取立の強行は民に耐え難い重荷とならざるを得ない。知事が中央の財務省と同じように支払命令書を、それも空手形を発行し得たことは、徴税の実権が全く彼の手中にあつたことを示す。このような知事による支払命令書の発行は国税徴収法を根底から紊すものであつた。

更に知事は中央の財務省発行の支払命令書 (barā) の消化に応じなかつた。中央から支払命令書を携えて現金又は現物の請求をなす者 (barādar) が使者 (ṭāch) の資格でやってくると、知事はこれを口実に新しく民から税を取立て、然も取立てた税を着服して、支払命令書の所持者に額面通りの支払をしなかつた。支払命令書の所持者が地方に向いて額面の現金化 (又は現物化) ができず、中央に帰つて支払命令の再確認を得、また地方に向いて錢糧獲得に空しい努力をした事情は、次のラシード・アル・ディーンの言からよく判る。

「使者や支払命令書の所持者達は「支払命令書」財務省に持ち帰

つた。財務省は『錢糧は州に於いて未払いである。知事達は何故交附しないか』と返答し、『支払命令書』に改めて朱印 (al-tamgha) による確認をなし、『この者達の取得分を速に交附せよ』と書き加えた。彼等はまたそこから地方に赴いた。再び多額の経費を要した。知事はこれを口実に割附をなして民に言つた。『お前達の見るとりこんな多くの使者が坐つてゐる。若し彼等の経費、饗応費がなければ、彼等の要求を満たす術はあり得ない』と。何人も彼に向つて『汝こそ彼等に錢糧を与うべきである。既に年の始めに規定税額の二倍を取立てて、これを浪費してしまつた』と言うことのできる者はなかつた。この割附によつて徴収した額の六分の四は知事が自分達の間で分け合い、六分の二を使者達の経費 (al-ḡāṣi: ṭāch) に使つた。結局「支払命令書を所持する使者達は」錢糧を得ずして中央に戻つた。このようにして何度も往復してゐる間に、その支払命令書は彼等の手の中で古くなり、『その現金化又は現物化の』望みは碎かれた。「支払命令書は」何時も彼等の筐や袋の中に入れられたままであつた。」

かくてホラサン州では財務省発行の支払命令書は実に十分の八が未払いであつたという。知事が支払命令書の消化に応じなかつたことは、国家財政を混乱に陥れる一大原因であつた。然し後に述べるように支払命令書が財務省から濫発されたことも事実である。

かくて知事は使者経費を口実に反復取立てた税を横領し、官吏、聖職者に給料を支払わず、代りに空手形の支払命令書を自分で発行して与え、財務省発行の支払命令書の消化に応ぜず、国庫には何も納入しなかつた。国税の徴収・使途に就いて知事の無法ぶりの甚しかつたことが理解されよう。次にこのような知事の恣意を可能ならしめた事情を、宰相 (vazīr) の失行、使者 (ṭāch) の乱暴という二つの面から探つてみよう。

知事が賄賂 (khidmat) をばらまいて己の非行を包み隠したことは、これまでに引用した文から明らかである。中央の宰相、代官、書記官、主計官、地方の軍政長官、書記官はみな知事を買収された。例えば知事の最大の越権行為である支払命令書 (barāt) の発行に於いて、彼が未徴収分とするものが如何なるものか、国税の収入・支出の記録を掌る書記官、主計官には始めから判つていたのであるし、宰相、代官にも点検すれば直ぐ判つたはずである。然るに利を食わされた書記官、主計官はこの未徴収分を正当なものとして記録し、宰相、代官は知事に対する監督を怠つた。

そればかりでなく宰相は知事の恣意を助長する行動を取つた。それは支払命令書の濫発とこれをめぐる知事との通謀である。これに就いてもラシード・アル・ディーンの言を聞こう。

「各州の基本税額 (asī mā) が如何程であるか、どの地に支払命令書を発行すれば消化されるか、これは当然財務省が弁えているべきことであるのに、誰もこのことを知らなかつた。支払命令書は要求に応じ各地に対して続々発行された。代官、宰相は錢糧が得られないことを十分に承知していながら、一時凌ぎの媚態、心を惹くための恩恵として『汝のために配慮してこの支払命令書を発行してやつた』と言つた。このように騙つてその者達を喜ばせて地方に赴かせた。結果は州の荒廃以外の何ものでもなかつた。その間に代官、宰相は口実を設けて上奏し『多数の集税人 (＝支払命令書所持者) が州に居る。然し先ず錢糧は国庫に齎されねばならぬ』と請願した。即刻『すべての集税人、支払命令書所持者達への錢糧交付を停止せよ。然々の錢糧以外は何も与えるな』という勅令が書かれた。かくて〔集税人、支払命令書所持者に〕交附された錢糧は少額であり、その中には宰相、代官への贈物が含まれていた。〔更に宰相、代官は錢糧が自分達の〕手に入るといふ保証 (taqabulāt) を知事

に求め、彼に『我等は集税人を阻止したのである。州からは特別の費用 (vujūh-i kharāḡ) が速に届けられねばならぬ』という書状を書いた。このような保証という詭計によつて彼等は現金を獲得した。

また宰相と州の知事とは通謀して、〔両者の間に〕符牒 (amr-i pād) を定めていた。知事はその符牒を支払命令書又は書状に認めないと、錢糧を交附しなかつた。〔その符牒のない支払命令書を持つていた〕使者、集税人は失望して〔中央に〕戻り、再び宰相、官人に新たに書状の下附を歎願した。その間に宰相の悪事は成就して彼の貪慾は達成されてしまつた。州の知事達は宰相と通謀し、彼の動静を知悉していたので、心奢り高ぶつてあらゆる圧制・誅求をするようになった。」

宰相は不渡りを承知で支払命令書を発行すると、直ちに勅令によつてその支払停止を命じた。この支払停止の報酬を知事に求めた。保証 (taqabulāt) とはこの報酬のことを指すのであらう。それではこの支払命令書 (barāt) の濫発が税制を紊亂させた事情を探つてみよう。中央政府が給料・兵糧の支給、物品・武器購入代金等を直接国庫から支払わずに barāt を発行して地方にその支払を割附 (ḥavāla) ける制度は、モンゴル時代に始まるものではない。セルジューク朝やその前のアユブ朝でも軍隊給与を barāt の発行によつて賄つてきた。モンゴル時代には barāt が濫発され、一般的な経済の衰退と相俟つて、その現金化乃至は現物化は困難となり、その強行は納税民を疲弊させるのみであつた。barāt の濫発は既に定宗グユク・ハーン (在位 1228-1248) 歿後の空位時代に甚しく、税政の最大の原因であつた。モンゴルの王族・貴族は各地から宮廷に群れ集つてきた商人達との取引の支払はすべて barāt によつた。東西の征服地の数年先までの税を見こんで barāt を濫発したため、これらの barāt は空手形同様となつ

た。憲宗モンケ・カーン(在位1251-1259)は即位すると国庫から五〇万銀バーリシユを出して負債を全部清算したという。⁽²⁾ジュヴァイニーはこのモンケ・カーンの行為を寛仁の人ハートイム・ターイーの名譽を盗むものであり、正義の君アヌーシルヴァーンの眼に塵を投げ入れるものであるとし、他の王の負債を支払った王の話は史書で読んだこともないし、聞いたこともないと称える。然しモンケ・カーンが重臣達の反対を押し切つてまでも、己の即位以前の王族・貴族の負債を始末したのは、*barāt* が勅令(*yarliḡh* 又は *farmān*)と同じ機能を持つていたために外ならない。*barāt* は地方で徴収さるべき国税を財源とする支払命令書であり、玉璽である朱印(*al-tamghā*) が捺されていた。従つてその所持者(*barātdār*)は集税人(*muhassīl*)として牌子(*pāyza*)を授けられ、使者(*ilchi*)としての特権を行使することができた。この *barāt* が濫発されたことは、玉璽である朱印が濫りに捺されたことを意味する。イルカン朝になつても事情は同じであつた。大玉璽の入つてゐる鍵は書記官が管理してゐたが、彼は賄賂を得てその管理を忽にした。宰相は自分の一存で朱印を捺させた。地方の実状、民の担税能力、税源を無視して *barāt* が発行された。王族も勝手に *barāt* を発行し、官人、知事もこれになつた。

ラシード・アル・ディーンは *barāt* 発行に就いて一つの典型的な例を挙げている。⁽³⁾その大要を記してみよう。アバガ・カンの世にオルターク(*ūrtaq* = 幹脱)商人達は甲冑・馬鎧・武器等の兵器や良馬を自分の金で買い求めて、それを宮廷に持つていき、箭筒士(*qurūchū*)主馬頭(*akhtachū*)等の親衛隊長の執成しで、利潤(*maksab*)の上がる価格で納入した。その利潤の大きいのを知つた者達がこのオルターク商人の例に倣つた。資本(*sar-māya*)のない者は高利(*sūd*)で借金をして、武器類を買い整え宮廷に運んだ。納入品に対して箭筒士・主馬頭から受取証(*yāfta*)を得、これを財務省に持つていき、財

務省から *barāt* を得た。今まで貧乏で無一物であつた者が、借金を返済してなお莫大な利益(*taūfīrā*)を得、忽ち富豪の一人となつた。アラビア馬や立派な騾馬に跨り、王者のような衣裳をつけ、月の顔の奴隸(*ghulām*)や多数の家来を従え、騾馬や駱駝に荷を満載して町や市場をのし歩いた。これを目のあたり見て、天幕作り、機織り、担ぎ屋等のこれまで小金貨も見たことがなく、パンを腹一杯食べたこともない連中が、同じように金を借りた。借りた金を自分の衣服等に使つてしまふ者もあつたが、これを親衛隊長への賄賂(*khidmat va rashvat*)に使い、例えば『一千組の武器、然々の騾馬を納入した』という受取証(*yāfta*)を得、これを財務省の書記官のもとに持参する者もあつた。書記官は事情を承知してゐたが、口止料(*haqq al-sukūt*)を貰つて、勅令(*yarliḡh*)と *barāt* を書き、州で現金(*amvālī naqd*)が得られるようにしてやつた。かくて莫大な利益を得ることに成功した者は自ら高利貸しとなつた。悪辣な者は少し許りモンゴル語の出来る者を家に養つて、偽の受取証を書かせ、偽造した親衛隊長の印(*nishān*)を捺し、この偽の受取証を書記官のもとに持参して、一万ディナールに就いて幾何の口銭を出すつと約し、勅令と *barāt* とを書かせるに至つた。このため「全世界の金、銀を集め、鉦山に埋藏されてゐるものをすべて加えても、これらの *barāt* の総額に及ばない」有様となつた。王妃・官人・重臣達は皆買収されてゐた。

貨幣経済が十分に発達せず、交通手段も幼稚な段階では、国庫から直接支払わずに、それを州に割附けることは通常行なわれる所であるが、運用を誤ると *barāt* 発行の弊害は右に引いた例のように極端になり得たのである。

barāt の現金化乃至現物化に於いても混乱が生じた。力のある者は取立てに成功したが、無力な者にはどんな *barāt* も始めから空手形に等しかつた。ガザン・カンがモンゴル軍への糧食(*taghār*)を *barāt*

によつて支給しようとして結局失敗したことは、*barāt* による現物化が如何に困難であつたかを示す。ホラサン州に割附けられた *barāt* は十分の八が未消化であつたことは既に述べた。ラシード・アル・ディーンは前任者サドル・アル・ディーン・チャーウイーの執政時代に『誰一人 *barāt* の額を州から取立てることはできなかつた』と言ふ。それでは次に *barāt* の現金化乃至現物化をめづつて起つた使者 (*iltān*) の暴状を述べなければならぬ。

駅通 (*jamōi, yām*) の制度はモンゴル人が最も重視したものである。中央から広大な版図の隅々まで駅路を通じ、情報の迅速な伝達を計り、人員・物資の輸送に遲滞のないようにし、如何なる事態にも対処できるようにした。使者、官吏、軍人、王族は駅通を利用して国事・軍事に関する任務を敏速に果すことができた。駅通制の發達が十三・四世紀の東西交通を盛んにしたことはよく知られている事実である。駅通制は誠に便利なものであつただけに弊害も生じ易かつた。先ずその維持は莫大な経費を要し、国税支出の一大項目であつた。道路修理、宿舎・食料・人夫・駅馬の供出は民に重い負担を課することになった。また駅通の利用者は中央政府發行の牌子 (*pāyas*) を所持する者に限られ、使用できる駅馬の数も位階・用件によつて定められていたが、これは守られ難く、多数の随員を伴つた高官が駅通を利用して旅行し、王妃・諸王は自分の些細な用件でも使者を各地に派遣した。有力な商人が便乗し、遂には盜賊で使者の身分を偽る者すらあつた。モンゴル人は使者 (*iltān*) を重んじ、王の權威を代表する者と見做した。緊急の場合、使者は糧食・駅馬を欲するままに徵発することを許されていた。使者の暴状はモンゴル帝国の到る処で見られた。イルカン国に於ける使者の暴虐ぶりは「集史」に繰返し記されている。さてここで問題とするのは支払命令書の所持者 (*carbāhi havālat*) 又は集税人 (*muhassil*) としての使者である。財務省から *barāt*

を得た者が自分で州に行く場合もあり、人を備つて州に赴かせた場合もあつた。何れにしても *barāt* を所持する者は *barāt* が勅令の機能を持つので使者としての特權を行使し得た。このような使者の饗応費が州の知事の反復徵税の口実となり、それが民に耐え難い重荷となつたことは前に述べた通りである。知事が言を左右して *barāt* の額面通りの支払をしないと、使者或は集税人は直接民から取立てようとし、また宿舎・糧食・駅馬の提供を民に迫つた。彼等の誅求ぶりに就いてラシード・アル・ディーンの言を聞こう。

「使者は時を選ばず不在者 (*shāhān*) 集めに各地に赴いたが、一人の住民も自分の処に連れて来ることができなかつた。町に残つていた者達は皆石で家の戸口を塞ぎ、或は狭い出入口をつけ屋根から出入りして集税人の恐怖を逃れた。集税人は通りに来ると家々の様子を知つている無頼漢を見つけてこれを案内人とし、家の隅や地下室、菜園、廢墟から人々を連れてきた。若し男達から何も手に入らないと、その妻達を捕えて、羊群のように通りから通りに追いこみ、引立ててきて彼等の足を縄で吊した。女達の泣き叫ぶ声は天に達した。全く偶然に私達 (ラシード・アル・ディーン) は次のことを目撃した。集税人が屋根に上つて一人の住民を見つけると、追いかけて彼を捕えようとした。衰弱していたその住民は絶望の余り屋根から身を投げようとした。集税人は彼に追いつくと、その裾を握んで憐みをかけ、語氣を和げ『屋根から身投げして死ななくてくれ』と誓言した。然しその住民は身の平衡を失つて落ち脚を折つた。またヤズド州の或る村では、村中を歩き廻つても、一人一人を見かけず、話しかけたり道を尋ねたりできなかった。村に留まつていた僅かな人々は見張りを備つた。遠くから人影を見ると合図をする。村人は皆地下水道 (*kahriz*) や砂の中に隠れる始末であつた。——中略——町でも使者が自分の家に宿泊することを恐れて、家の中に

害を作り、狭い通路をつけ、使者がこんな狭い通路が気に入らず泊らないように仕向ける。何者、使者が家に宿泊すると、毛布・寝具や家具を皆壊したり悪くしたりするばかりでなく、慾しいものは皆取上げてしまう。使者の馬曳き達 (kutachiyān) が盗みをする。

——中略——或る地方では集税人・奴隸 (shulānān)・家来 (sarhangān) は実に住民一人に対し二人いた程である。六九一年 (A. D. 1292) ヤズド州の知事はウマル・シャー・フ・サマルカン・デーの子アフリー・ホージャであつた。或る地主がヤズド州のフィール・ズ・クリーフという村に来て、自分の所有していた領地の収穫物から何かを取ろうとした。いくら努力しても三昼夜に一人の区長 (kad khuda) も捉えることができなかった。十七人の集税人が支払命令書 (barā va havālat) の所持者として村の中央に坐していた。彼等は一人の見張り人と二人の住民を野原から捕えてきて、村に連行し、縄で吊して打ち、他の住民達を呼び戻して自分達に食料を出させようとした。然し彼等の要求する糧秣 ('ulfa va 'alafa)・酒 (sharab)・美女 (shahid) は得られなかつた。これらの例からその他いかなる種類の圧制があつたか想像できる。

ラシード・アル・ディーンの敘述は目撃談を交えて、使者、集税人の暴状、民の困惑をありありと伝える。多くの民が生国を捨てて他郷に流散せざるを得ず、町や村は空虚となつた。

以上に税制紊乱の実状を成可く例を引いて述べ、紊乱の原因が(一)知事 (hakim) の手中に徴税の実権が握られたこと、(二)支払命令書 (barā va havālat) が濫発されたこと、(三)使者 (ilch)・集税人 (mulashīl) の暴状の甚しかつたことにあるのを指摘した。序言で述べたように「税制改革の勅令」が「諸州の租税は中央の財務省が詳細な台帳を作成してその配賦を決定する。州の土着諸侯・知事達は如何なることがあつても支払命令書を発行してはならぬ」と題せられているのは、支払命令書

の濫発を戒め、それはすべて所定の手続を経て中央の財務省が発行し、知事の支払命令書発行を厳禁し、以つて徴税の実権を知事の手から中央政府に回収することの宣言と考うべきである。更に全国の税制の整備・確立のために「収穫高査定制 (harzi-maqālāt)」、額外課税 ('avarid)」、非合法国税 (kulafi-diyān) の除去、錢糧取立てのために間断なく諸州に派遣され、種々の害悪・荒廃・税の浪費の一大原因をなす集税人 (mulashīlān)、使者達 (ilchiyān) への駅馬 (ulāgh) 糧秣 ('ulfa) 給与の停止」を「勅令」本文の冒頭で命令している。この命令の後段は正に使者・集税人の圧制という税制紊乱の第三の禍根を断切ろうとしたものである。

二、雑多な税目

前節で請負税額の「徴収法は必ずしも確立されておらず、知事の自由裁量の入りこむ余地があつた」と述べておいた。徴収法が明確に定められていなかった、或は定められていても遵守されなかつたので、知事は「臨時経費 (ikhrāfāt)」、額外課税 ('avarid)」、その他詳しく書くとすれば長々しくなる程多くの動機・理由を口実に「反復徴収できたのである。前節末尾に引いた「収穫高査定制、額外課税、非合法国税の除去」という「勅令」前段の命令は、徴収法を確立し、知事をして規定額以上の徴税をなす余地をなくしようとしたものである。それでは知事が臨時徴税、誅求の口実とした右の税制上の術語は具体的に何を意味するかが確められねばならぬ。先ず当時の税課にはどんな種類があつたかを調べてみよう。

ジュヴァイニーの「世界征服者の歴史」には十三世紀三十～五十年代に於けるモンゴル支配下のイラン人に課せられた負担に就いて次のような記事が見出される。

「国土・人民が〔モンゴル人〕の支配下に入ると、例の確立された慣行によつて人口調査 (shumār) を行ない、すべての人を十、百、千単位に分け、正税 (mal) の外に、軍役 (ashkar)・駅通 (yām)・臨時経費 (ikhrājāt)・糧秣 (‘ulūfāt) を出せた。これらの重荷の上に更に qūpchūr 税を課した。」

「種々の夫役 (mū‘an) に耐え、自分達に課せられるものは、qūpchūr 税・額外課税 (‘avāriyat)・往返する旅行者の経費 (ikhrājāt-i-sādir va vārid) であらうと、駅通 (yām)・駅馬 (ulāgh)・糧秣 (‘ulūfāt) の整備であらうと、不平を言わぬ民 (ra‘iyat)。」

「〔フラグ・カン〕の西征に當つて」その軍の糧秣 (‘ulūfāt) の調達が全国に命ぜられた。『兵員一名に対し一タガル (taghar) 即ち百マンの「穀物」、一皮袋即ち五十マンの酒 (sharāb) を供出せよ』と。官人や各地の諸侯は糧秣 (‘ulūfāt) を準備し、食料 (tuzghū va nuzl) を供出し、進軍路の各駅に食料 (nuzl) を置いた。」

この三つの記事から、民に課せられた負担を次のように分類することができよう。

- (I) 正税 (mal)
- (II) qūpchūr 税
- (III) 額外課税 (‘avāriyat)
- (IV) 兵糧 (taghar)・使者経費 (ikhrājāt)・駅通維持費 (yām)
- (V) 夫役 (mū‘an)

一方ガザン・カンの即位以前に於けるイルカン国の租税体系に就いて最も参考になるのは、ナスイール・アル・ディーン (Nasir al-Din Tusi 1201-1274) の「財政論」である。これは、当時イラン随一の学者であり、フラグ・カンに仕えてその政策決定にも重要な示唆を与えたナスイール・アル・ディーンが、フラグ・カン若しくはその子アバガ・カンのために書いた財政指針の覚書である。そこに挙げられてい

る国王の収入源を次に表示する。⁽⁸²⁾

国王の収入

- (A) 父祖・兄弟等の遺産 (mirāth)
- (B) 民からの徴収する正税 (mal)
 - (a) 農民からの地租 (kharāj)
 - (b) 商人からの商税 (tamgha)
 - (c) 遊牧民からの家畜税 (marā‘ī)
 - (d) 臨時収入 (tayyārāt)
 - (α) 相続人のない遺産
 - (β) 収用 (musādara)
 - (γ) 遺失物 (bulārghū)
 - (δ) 行方不明者の財産
 - (ε) 戦利品
 - (aa) 動産
 - (bb) 不動産
- (C) 国王の合法収入 (kafāyat)
 - (a) 開墾
 - (b) 鉱山
 - (c) 工場
 - (d) 漁場・狩獵場
- (D) 幸運 (bakht va rūzī) による収入
 - (a) 国王への献上物
 - (b) 発見された財宝
 - (c) 臣下からの贈物
 - (d) 他国の王からの贈物
- (E) 其の他
- (I) 附加税

- (a) 附加税 (far)
- (b) 秤量税・遊興税
- (c) 証書発行手数料

(II) 不合法税

- (a) 関税 (bāi)・輸送税 (badraqa)
- (b) 金・銀貨の阻害改铸
- (c) 買占め
- (d) 罰金

(III) 新税

- (a) 人頭税
- (b) qūpchūr 税

このうち遺産 ((A))、合法収入 ((C))、幸運による収入 ((D)) 及び動産戦利品 ((B)(d)(e)(aa)) は国王自身の収入 (ritāga) となるべきもので、宮廷財政に属する。本稿で問題としている国税収入 (mal-i masālih-i padshah) は民からの徴収 ((B)) 但し動産戦利品を除く) と其の他の項目の収入 ((E)) である。このうち臨時収入 ((B)(d))、附加税 ((E)(i))、不合法税 ((E)(ii)) は経常的な収入とは認められない。また人頭税 ((E)(iii)(a)) は非イスラム教徒に課せられた jizya を意味する如くであり、これはモンゴル時代に殆んど問題とならなかった。結局イルカン国創建期の主要な国税は次のように二大別されよう。

- (I) 正税 (mal)・地租 (kharāj)・商税 (tamghā)・家畜税 (marāṭ)

(II) qūpchūr 税

これがジュヴァイニーの記事によつて作成した税課表の (I)(II) に一致することは言うまでもない。それでは次に国税の内容を調べ、税制を紊乱させる要因が何処にあつたかを探つてみよう。⁽⁸⁵⁾

(I) 正税 (mal)

(1) kharāj 《地租》⁽⁸⁶⁾ これがササン朝以来の税目であり、イスラム時代に聖法 (sharī'at) によつて認められた地租であることは改めて説くまでもない。⁽⁸⁷⁾ モンゴル時代以前に於いて最も基本的な税課はこの kharāj であつた。モンゴル時代になつても kharāj の性格は別に変らなかつた。その税額算定には二つの方法があつた。一つは耕作地の等級、灌漑の便を考慮し、耕地面積を測定して地租額を決定する方法で、misāha と称される。他の一つは作物の出来工合を査定 (harz) して地租額を民に割附ける方法で、muqāsama と称される。大体は前者が現金納、後者が現物納である。何れの場合も算定された基本地租額 (asli kharāj) に十パーセントの附加税 (far) が徴収費用として加算された。さて弊害は作物の出来工合を査定する仕方から生じた。收穫高査定制 (harz) が税の前取りを許し、民を誅求する結果となつた事情は、次のラシード＝アル＝ディーンの言から察せられる。⁽⁸⁸⁾

「收穫物 (urifā'at) と現金 (vujūh al-'ayn) で徴収されるべき国税が收穫物の査定 (harz) によつて割附 (muqāsama) けられていた諸州では、税の徴収に当る知事・官吏・徴税官の言分通りに事が運ばれた。彼等は何時も新奇な悪習・悪法を造り出し、多くの役人を様々の名目で任命し、年々現金税 (vujūh) を前取り (taqdima) した。税額換算 (tasfir) の際あらゆる倍加 (takthir)・加重 (taḥqīq) がなされ、これが農民・耕作者の上にかかつた。種々様々の圧制は許容の限界を越え、バグダードとシーラーズの二大州に於いて特に甚しかつた。」

知事達は收穫高の査定を恣意を以つて行なつたばかりでなく、取分の額を現金に換算して現金で徴収した。Easir とは公価格を定めることであり、收穫物の査定額を公現金に換算することである。その際の換算率が出鱈目であり、然も前取りしたのである。收穫高査定制

(harz va mugasama) の弊害がバグダードとシーラーズで甚しかったというのは、この両地方が他地域に比べてモンゴル時代に貨幣経済が発達し、現金で徴税し易かつたためである。収穫高査定制による地租額決定の廃止は、額外課税、非合法国税の除去と共に、ガザン・ハンの税制改革の一大眼目であつた。

(2) tanghā 公商税 ⑥ その原語はトルコ語 tanyā 乃至モンゴル語 tamaya であり、公部族標識、印を原義とするが、モンゴル時代の商税もこの名で呼ばれた。道路の要所や渡船場で徴収された bāz 又は bazh という関税はモンゴル時代以前から知られているが、tanghā 税はモンゴル人が始めて持ちこんだもので、都市の商人、手工業者、営業者から徴収された。ジュヴァイニーの「世界征服者の歴史」には tanghā 税のことは見えず、ナスィール・アル・ディーンの「財政論」に初見する。「集史」によれば一二七七年宰相シャムス・アル・ディーン(史家ジュヴァイニーの兄弟)が小アジアの諸都市に tanghā 税を課している。従つて少くともアバガ・カンの時代には既にこの商税はイルカン国で行なわれていたことが判る。やがて商税は最も手取り早い現金収入となり、知事はこれを使者経費に浪費し、なお不足の糧秣費を商税徴収官(tanghāchi)に割附けた。商税徴収官は使者の棍棒を喰いながら、納税人(mu'āmilān)に頼んで税額の半分を前納して貰う始末であつた。ナスィール・アル・ディーンは商税の率が二百四十分の一であつたと言うが、実際にそのような低率であつたとは思われない。

(3) marāī 公家畜税 ⑥ marāī はアラビア語 mar'an の複数形で原義は「牧地」を謂う。公家畜を意味するアラビア語 mavāshī (mashiyat の複数形)も marāī と同じく公家畜税の意である。この marāī 乃至 mavāshī はイスラム法の zakāt 公救貧税に於ける駱駝・牛・羊の納入とは異なる。それは次項で説明する qūpchūr の

訳語であつて、モンゴル人が持ちこんだ公家畜税のことである。ジュヴァイニーは次のように言う。

「qūpchūr と呼ばれる家畜税(marāī-yi chahārpay)は、同種類の家畜百頭を持つてゐる者があれば、そのうちの一頭を納入させる。それ以下であれば納入しなくてよい。」

一パーセントという率を定めたのはオゴタイ・カーンで、一二三四年のことである。ナスィール・アル・ディーンは「草原で飼う牝の家畜百頭につき一頭を取つた。それより少ければ、同じ割合で現金(zar)を取つた。後に五十頭について一頭を取るようになった」と言う。ラシード・アル・ディーンによれば「以前には全軍人から毎年馬、羊、牛、フェルト、凝乳等の qūpchūr を出させた」とあるので、家畜ばかりでなく遊牧生産物も qūpchūr 税として徴収されたことが判る。このような本来モンゴル人に課した家畜税を、治下の草原居住者にも課したのである。家畜税がガザン・カンの即位の前後「十に就き二の割合」即ち二十パーセントの率で徴収されたことは前に述べた。

(II) qūpchūr 税

(4) qūpchūr 公人頭税 ⑥ この原語はモンゴル語 qubčiri 公科斂である。それが公家畜税を意味することは前項で述べた。こゝで言う qūpchūr はモンゴル人が被征服民に課した公人頭税である。公人頭税としての qūpchūr が始めてイラン人に課せられたのは、モンケ・カーン治世の一二五〇年代の初期である。その事情の概略を「世界征服者の歴史」「集史」によつて述べよう。

一二五二年モンケ・カーンはホラサン総督アルグン・アカから治下のイラン人が重税に呻吟しているのを聞き、トルキスタン総督ヤラワチがトランスオクシアナに実施していたのと同じ税法を、モンゴル占

領下のイランにも施行することを命じた。ヤラワチの税法は「qūpchuṛ」と呼ばれ、一人の者が一年に納入すべき額は、その者の能力と富に応じて定め、その定められた額を支払えば、彼は同一年内に再徴収されたり、別の割附 (ḡavāṭad) を受けたりしない」というものであった。

モンケ・カンはこのヤラワチ税法に準じて次のような命令を出した。「イランでは」富者に十ディナール、貧者に一ディナールの率で割当てる。この税課から得られる収入は、助軍と駅通の費用及び使者の経費に充てる。「規定額」以上の誅求をしてはならぬ。不法な割附によつて何かを徴発してはならぬ。賄賂を受取つてはならぬ」と。翌年乃至翌々年ホラサンに帰任したアルグン・アカは勅令の意を体して、官人・書記官と qūpchuṛ の施行細目を審議し、「人口調査 (shuṇmāra) を行なつて、毎年十人毎にルクニー金貨七十ディナールを徴収することに決定した。」⁽⁸²⁾ アルグン・アカは直ちに官人・書記官を任命し、イラン土着諸侯の協力を得て、直轄下のホラサン、マーザンダラーン兩州ばかりでなく、バイジュ・ノヤンの軍政下にあつたアゼルバイジャン、アルラーン、ジョルジア等の諸州で人口調査をなし、qūpchuṛ 税を徴収した。然しフラグ・カンの西征と共に、「助軍と駅通・駅馬の費用及び軍隊の給与」は巨額となり、当初の「十人毎に七十ディナール」という税率で徴収した qūpchuṛ 税では不足となつた。然も qūpchuṛ 税法の施行以前には地主や富者で五百ディナール或は千ディナールを納入する者もあつた。従つて qūpchuṛ 税法で定められている最高額の十ディナールは富者には大した負担ではなかつたが、貧者には一ディナールも重荷であつた。フラグ・カンはアルグン・アカからこのような状況を聞くと、「qūpchuṛ 税を再検討して、富者に五百ディナール、貧者に一ディナールの率で課することにせよ」と命じ、諸経費を賄うことができるようにした。⁽⁸³⁾

これによつて、qūpchuṛ 税は、軍隊・使者・駅通の諸経費を賄うた

めに、被征服民の人口を調べて担税能力を有する者の数を確め、一年に徴収すべき額を定め、これを貧富の差を考慮して納税者に割附け、現金で納入させた人頭税であることが判る。よく知られているようにモンゴル人は或る町を占領すると、その住民全部を城外に追い出し、十単位で十人、百人、千人と数えた。これは人的資源の調査であると共に、或は賠償金を取立て、或はモンゴル軍の補給を分担させるためであつた。例えばバグダード攻略の直前、一旦モンゴル軍に降りながら再びハリフ側に通謀したデルテングの知事フサム・アル・ディーン・アカを捕えたキト・ブカリ・ノヤンは次のように言つた。「お前が釈放を望み、これらの諸城の知事として留りたいと思うならば、自分の妻子・一族・軍隊を全員城塞から外に出せ。数 (shumāra) を数えて、錢糧 (māl) と qūpchuṛ とを定めるから」と。員数を正確に擱んでいることは、機敏な勢揃い、新軍編成に不可欠の条件であり、モンゴル人が最も得意とする所であつた。彼等はこれを被征服民の掌握に適用し、人口調査を人頭税割附の基礎としたのである。

さてヤラワチがトランスオグジアナで施行し、北支那でも実施し、アルグン・アカがイランに導入した qūpchuṛ 税は税額・税率を定めることによつて、掠奪に等しいモンゴル人の誅求を止めさせようとしたものであり、モンケ・カンの税制改革と称してよい。然し注意しなければならぬことは、qūpchuṛ 税の額が軍隊・使者・駅通の諸経費の見積りによつて決定され、その決定額が財産の多寡に應ずる率で被征服民に割附けられたことである。諸経費の増大は容易に税額を増大させ、税率を変えさせる。年額を完納すれば、その年度内に二度と徴収されないはずであるのに、反復割附がなされる。これこそ知事が請負によつて qūpchuṛ 税を十回、時には二十回、三十回と取立てることができた所以である。十三世紀後半期のイランの一詩人ブル・イ・バハーは庇護者の史家ジュヴァイニーに詩一篇を捧げた。彼はこの

四十五節から成る「頌詩」の全節の脚韻を押すのに qubjur という語を用いている。qubjur は qūpchūr である。そしてこの qūpchūr が qalan と共に如何に無慈悲に取立てられ、民が如何に苦しんだかを歌っている。⁽⁶⁴⁾

イスラム諸国では人頭税は異教徒のみに課せられる。イスラム教徒の特権の一つは人頭税を課せられないことである。人頭税が異教徒モンゴル人によってイスラム教徒のイラン人に課せられたことは、イラン人に耐え難い屈辱感を味わせた。イラン人がチンギス・カンの大法令 (dukmi yāsāyi buzurg) に基づくという qūpchūr 税を新奇 (bidat) なものとして忌み嫌ったのは当然である。

qūpchūr 税の反復割附が額外課税・非合法国税に外ならぬことは後に説こう。

このように見てくると、地租 (kharāj) がイスラム法 (shari'at) に認められた税目であるだけで、他の商税 (tamghā)・家畜税 (marā'i) 及び人頭税 (qūpchūr) はモンゴル時代に始まつたものであることは明白となつた。ここには二つの全く異質の課税原理——イラン・イスラム的とモンゴル的——が混在している。これまでのイスラム法において教主 (imām) に属していた権利は、今や征服者である異教徒のモンゴル君主のものとなつた。イスラム教徒であるか否かではなく、モンゴル人であるか否かが問題とされた。またこれら四税目を通じて、税率・税額が確定しておらず、定められていても守られなかつた。特に地租徴収に当つて收穫高査定制 (harz) の弊害が生じ、人頭税 (qūpchūr) の反復徴収は税制を根底から覆えすものであつた。

(III) 額外課税

(5) 'avārid 額外課税、額外税⁽⁶⁵⁾ この語は元来アラビア語 'arīd 公偶発事件、不幸、贈物 の複数形であるが、税制用語としては単数

形の意味に用いられる。その複数形は 'avāridat である。ペトルシェフスキー教授は 'avārid を「戦争又は宮廷の祝宴等の臨時支出を賄うため、国家又は封建領主によつて農民・都市住民から徴収される額外税」と定義している。⁽⁶⁶⁾ 即ち規定額の税収入では賄いきれない費用を捻出するために民に課した臨時徴収の公額外税を謂う。兵糧の調達費、頻繁に往来する使者に要する経費、駅通濫用のために増大した費用は正に 'avārid 徴収の原因である。

(6) takālīf, takālīf-i divānī, kulaf-i divānī 公苛税、非合法国税⁽⁶⁷⁾ takālīf も takālīfāt も共にアラビア語 taklīf 公苦痛、困難、強制、誅求 の複数形であり、kulaf は kulfat 公苦痛、困難 の複数形である。何れも kulaf 公苦痛を課する の派生名詞である。kulaf-i divānī とは公財務省が民に課する税のうち、イスラム法に基づかない苛税一般を意味する。これが臨時に徴収する額外税 ('avārid) と同義であることは「軍隊の糧秣 (culfa) が不十分だったので、民 (ra'yā) に taklīf を課した」という「世界征服者の歴史」の文からも明かである。⁽⁶⁸⁾ 'avārid も taklīf もモンゴル時代以前の文献に出てくるが、モンゴル時代には臨時税でありながら常時取立てられて、税制を紊乱させ、民を塗炭の苦に陥れたのである。次の四語も公臨時徴収税として 'avārid と同義語である。

(7) namāri 公追加税⁽⁶⁹⁾ この語の原語はモンゴル語 nemeri 公追加、附録、附加物 であり、税制用語としては臨時徴収の公追加税の意味に用いられる。例えば「勅令」には「軍事、国境防備、国事の緊急事態に臨み、国库に金はなく、収用 (musāḍara) 追加 (namāri) 納期前徴収 (musāḍa) によつてすべての人々から税を取立てるの已むなきに至つた。」とある。

(8) zā'id 公額外賦課⁽⁷⁰⁾ この語はアラビア語 zā'idat 公附加物、余分、超過分 の複数形で、qūpchūr 税の反復して割附 (qisman) け

られることを謂う。

(9) *tābqūr* 又は *tobghūr* ≪臨時附加税⁽⁹²⁾≫ラシード＝アル＝ディーンはイルカン達が土木建築を好み、これに巨額の費を投じたことを述べ「諸州から臨時費 (*vujūh-i-tābqūr*)・家畜・器械・人夫が集められた。民に禍が及び多くの者が零落した」と言う。またヴァッサーフはガザン＝カンが一二〇四年国境守備軍の装備のために臨時附加税 (*tobghūr*) の徴収を命じたことを伝えている。これによれば、この税は通常の附加税 (*far*) とは別個に地租基本額 (*gāl-i-kharāf*) の十分の一を臨時徴収することにしたが、その徴収のための費用が嵩んだので結局臨時附加税の率を半分に引下げたという。

(10) *tautūr* ≪超過徴収⁽⁹³⁾≫アラビア語 *tautūr* は ≪増大、豊富、超過≫を意味し、規定額を越えて税収入を計ることを謂う。アルグン・カンの世にサアド＝アル＝ダウラはバグダードの税の超過徴収 (*tautūr*) に成功して、宰相となる緒を擱んだ⁽⁹⁴⁾。

(IV) 兵糧・使者経費・駅通維持費

(11) *taghār* ≪穀物の容量単位、軍隊の糧食、戦時、平時に民から徴収する兵糧⁽⁹⁵⁾≫この語の原語はトルコ語 *tayar* ≪穀物を容れる袋≫であり、穀物の容量乃至は重量単位として用いられる。一タガルは百タブリーズ＝マン (=83.4kg) である。 *taghār* の用例を二つ挙げておく。

一二五六年十月イスマール派暗殺団の本拠アラムート城攻撃の前にして、「使者達は軍の糧秣 (*ulūfa*) を幾タガルも集積し、食用・乗用の家畜 (*chaharpāy*) を多量に徴収するため、全国に走つた。糧秣は或はアルメニアやヤズドから、或はクルド人の国やジュルジャンから輸送されねばならず、財務省手持ちの家畜は不足していたので『貴賤を問わず、トルコ人であるとタジーク人であると問わず、すべ

ての者の家畜を駅馬 (*ulūgh*) として取上げ、兵糧 (*taghār*) を送れ』というフラグ＝カンの命令が出された。」

ガザン＝カンがモンゴル軍に糧食 (*taghār*) を支給することにした時「この糧食供出は各州に割附けられた。その支給に際して徴税官に傲慢な態度が見られると、モンゴル軍人達は徴税官に襲いかかり、糧食 (*taghār*) の要求を口実に禍を州に及ぼし、駅馬 (*ulūgh*)・糧秣 (*ulūfa* va *alafa*) を消耗させた。——中略——軍隊に支給されることになった糧食 (*taghār*) も、結局十人のうち二人以上の手には入らなかった」という。

糧食 (*taghār*) は主として穀物 (*ghalla*) であり、麦粉 (大麦＝*gandum*) であつたと考えられるが、その他糧食の内容を示す語を「世界征服者の歴史」「集史」に求めると、次の諸語が見出される。食料 (*āzūq*)、食物 (*ash*)、飲食物 (*ma'kul va mashrub*)、酒 (*sharab*)、馬乳酒 (*qumiz*)、家畜 (*chaharpāy*)、牛 (*gāu*)、羊 (*qūstand*)。

(12) *tuzghū* ≪進物、食料の贈物、糧食⁽¹⁰¹⁾≫この語はカトルメル以来 *targhū* と呼び習わされているが、その原語はトルコ語 *tuzgu* ≪来客への進物⁽¹⁰²⁾≫乃至モンゴル語 *tusqu* ≪歓迎の宴飲、盃⁽¹⁰³⁾≫であり、*tuzghū* が正しい読み方である。

ジュヴァイニーによれば、チンギス＝カンが西征の初、ボハラ急襲のためオトラルから沙漠を横断してヌールの町に出た所、町の人々は彼を出迎え、相応しい贈物と食料 (*tuzghū* va *nuzul*) を差出したという。また太宗オゴタイ＝カンは首都カラコルムの東二フアルサングの丘の上に新宮殿を営んだ。彼はカラコルムと冬営地との往復の際、「この新宮殿のある地にカラコルムの町から食料 (*nuzul*) を運んできて貯えさせた。食料 (*nuzul*) をモンゴル人は *tuzghū* と呼ぶ。そこでこの地を *tuzghū* baligh ≪食料の町⁽¹⁰⁴⁾≫と名附けたという。

tuzghū-baligh は元史の図蘇湖城である。⁽¹⁰⁶⁾

かくて tuzghū はベルシマ語 pishkash ≪贈物≫と同じ意味に用いられ、更にアラビア語 nuzul ≪食料、旅行者・客人に供される食料≫と同義語であることが判る。⁽¹⁰⁷⁾ 降伏した者が献上する食料は、征服者が現地で調達する糧食に外ならぬ。⁽¹⁰⁸⁾ 結局 tuzghū は 'ulūfa ≪糧秣≫ taghār ≪兵糧≫と同義語である。

(13) sāvari ≪贈物≫ この語は本来臣下の君主に対する公忠誠の誓い⁽¹⁰⁹⁾を意味するトルコ語であるが、イルカン朝時代の史料では忠誠のしるしとしての贈物 (pishkash) の意に用いられ、更に強制的に民から納入させる金品・糧食・被服を意味した。

ラシード・アル・ディーンによれば、一二九一年当時ホラサン太守であつたガザン・カンのダマガン市に到着した時、「誰一人彼のもとに伺候せず、贈物 (sāvari) 糧秣 ('ulūfa) 進物 (tuzghū) を用意しなかつた」ので、彼は立腹して、町の有力者達が立籠つていたマヤン要塞を三昼夜の激戦の後占領した。ダマガン市の人々は降伏して、現金・現物 (naqd va jins) で多大の錢糧 (mai) を出し、ガザン・カンの軍隊に糧食 (taghār) 牛、羊を供出したという。⁽¹¹⁰⁾ これによつて sāvari ≪贈物≫ 'ulūfa ≪糧秣≫ tuzghū ≪進物≫が殆んど同義語であり、何れも taghār ≪軍隊の糧食≫を意味することが判る。

即ち兵糧は taghār tuzghū sāvari の名目で徴発されたのである。次に使者経費、駅通維持費に關係する術語を調べてみよう。

(14) yām ≪駅通≫これはモンゴル語 jamai ≪站赤≫に由来する語である。各駅には使者の往来、情報伝達のために必要な人員・駅馬・飲食物・宿舎の便宜が設けられていたが、これは民に重い負担となつた。

例えば、ラシード・アル・ディーンによれば君主が百ディナールかせいぜい五百ディナール位の値の何かつまらないものが欲しいと言う

と、それを齎すために使者が派遣されたが、使者に要した駅馬 ('ulūfa) 糧秣 ('ulūfa) 経費 (ikhrājāt) 饗応費 (a'ahud) は五千ディナールに達したという。⁽¹¹¹⁾ では次に夫々の項目の説明に入ろう。

(15) baligh ≪駅馬≫原語はトルコ語 bay 乃至モンゴル語 ula'a であり、乗用・駄用の ≪馬匹・駅馬≫を意味する。馬 (asb) はかりでなく驢馬 (darāghush) 騾馬 (astar) 駱駝 (ushtur) も ulagh として徴発された。戦時、平時に手当り次第に家畜が駅馬として徴発され、消耗させられたことは taghār の項で述べた通りである。モンケ・カーンは使者が利用できる駅馬の数を定め、十四頭を最大限としたが、これは守られなかつた。ラシード・アル・ディーンは、駅通利用者が多く、「各駅に五千頭の馬を備えても、なお足らなかつたであろう」と言い、往来する使者・官吏の暴状を次のように記している。「彼等が毎年農民・商人等から驢馬を駅馬 ('ulūfa) として如何程多く取上げているか、このため何千の民が頭や手足を砕かれているか、全く説明できない。民は何時も「家畜を」駅馬として徴発され、困窮し、流浪した。若干の駅馬は奪い去られて返されず、若干は道に棄てられて死んだ。このため民は耕作も商売もできなかつた。」

(16) 'ulūfa と 'alafa ≪糧秣≫ 'ulūfa は ≪糧秣≫を意味するアラビア語であり、それが taghār, tuzghū, sāvari と同じく ≪兵糧≫を意味することは前に述べた。更に 'ulūfa は駅通の利用者のための食料、糧食≫を意味する。また 'alafa も ≪食物、旅行者のための食料≫の意である。'ulūfa と 'alafa との意味の区別はつけ難いが、強いて言えば、前者は ≪馬糧≫、後者は ≪食料≫の意味に用いられているようである。'ulūfa の単数形 'alaf は ≪草≫を原義とするが、「集史」の用例によれば、'alaf の内容は大麦 ('an) と藁乃至乾草 (khan) である。'ulūfa va 'alafa は ≪糧秣≫の意と考えてよい。ラシード・アル・ディーンによれば、鷹匠 (qushchū) やチータ使

い (bārschi) は鷹やチータの捕獲のため地方に出向く際、駅通の利用を許されていたが、糧秣 (alafa va 'ulūfa) を管打によつて過度に要求し、饗応 (ta'ahhudā) を強い、僅かばかりの捕獲動物のために多くの駅馬 (ulāgh) を出させたという。

(17) shusūn (又は sūsūn) ≪食料、使者のための飲食物≫この原語はモンゴル語 sūsūn であり、元代の史料に「首思」と音訳され、「飲膳」と漢訳されているものである。⁽¹²⁸⁾ 'ulūfa va 'alafa と同義である。なお使者に供する ≪食事、飲食物≫は ⁽¹²⁹⁾ tuma'a と呼ばれた。

(18) nuzl ≪宿舎、使者への宿舎提供≫このアラビア語はセルジューク朝史料にも見え、≪宿舎≫の提供が民の不平的であつたことが判るが、モンゴル時代には民家も使者、軍政長官、官吏の宿舎 (nuzūl khana) に使われ、民の困惑は甚しかつた。例えば次のような話が伝えられている。⁽¹²⁷⁾ 一二九六年ナウルーズの子スルタン・シャーとその母とが派遣した使者が、ヤズド市の或るイマームの家に宿泊し、四十日間滞在した。立去つた後の家の中に何一つ目ぼしいものは残されていなかった。価格凡そ五万ディナールの家の中に非常に美しい二千ディナールもする扉があつたが、これは燃されていた。町の有力者であり、法官の称号を有する階級の者すらこのような被害を受けた。かくて使者は何千枚という數物、寝具、釜、食器、その他の家具を運び去り、また自分の家畜を庭園に放し飼いにし、十年以上の労苦と、百・千の辛苦によつて築いた庭園を一日で破壊した。

(19) ulām この語の原義は明かでないが、馬曳き (ulāghchi)、道案内 (yāmanchi) 等の民に強制された無償の職務を指すと考えられる。⁽¹²⁸⁾

(20) ikhrājāt ≪支出、臨時経費、臨時税≫このアラビア語は ≪費用、支出≫を意味する。地方財政を賄うべき ≪經常支出≫が ikhrājāt-i mungarrāt ≪定められた支出≫と呼ばれたことは前に述べた。地方支出のうちで ikhrājāt は特に使者とその随員に要する出費を謂い、こ

れは ikhrājāt-i sadir va vārid ≪往復する者のための費用≫ ikhrājāt-i ichiyān ≪使者のための費用、使者経費≫と呼ばれた。⁽¹³¹⁾ 使者の往返が繁く、その随員が多数であつたので、使者経費は經常収入では不足で、使者の通過・滞在の度毎にその臨時の費用を民に割附けた。従つて ikhrājāt は使者経費の名目で徴収する ≪臨時税≫をも指した。ikhrājāt ≪臨時経費≫とは単的には駅通費 (vajh-i yām) であり、使者のための規定額外の糧秣 ('ulūfa va 'alafa)、駅馬 (ulāgh)、饗応 (ta'ahhud) の費用である。

(A) 夫役 (mu'ān)

(21) qalan ≪軍役≫qalan はトルコ語起源の語と考えられるが、その原語は明かでない。然しそれが ≪夫役≫、特に公軍役を意味したことは次に示す「集史」に於ける用例から推測される。

「食邑 (qat'a) は qalan に入つて、力 (kūch) を与える軍人 (ch'arik) に授け。」⁽¹³²⁾

「息子達が居れば、その生活費は父親にかかる。何時かは必ず息子達を qalan に入れ、或は軍役 ≪charik≫に赴かせなければならぬ。若し父親の財産 (mal) が娘の持参金に使い果されていたら、息子達の教育費、彼等の qalan と奉仕 (kār) に必要なものの費用は何処から出るか。」⁽¹³³⁾

前者はガザン・カンがモンゴル軍人に食邑を授与した際の勅令の一節であり、後者は持参金に余りにも多くの財を費さないように戒めた命令中の言葉である。右の二文には qalan が charik, kūch, kār と関連して用いられている。charik は次に説くように ≪軍人、軍役≫を意味するモンゴル語 čerig を原語とする。kūch は ≪力≫を意味するトルコ語 küt 乃至モンゴル語 küčün に由来し、君主に対する公勞力提供、軍役を謂う。kār は ≪仕事、労働≫を意味するペルシア語

で、君主に対する「奉仕」を指す。qalan は「軍役」と考えてよい。qalan 「軍役」は qubchur 「人頭税」と並んでモンゴル人が被征服民に課した重荷で、この両語は「集史」その他の史料に並記されて出てくることが多い。元代のモンゴル語史料には alba qubéiri 或は alban qubéirin という熟語が見出され、「公差発」乃至「公差発科斂」と漢訳されている。alba qubéiri は qalan va qubchur と対応し、qalan はモンゴル語 alba に等しいと説かれているが、alba の意味する具体的内容が明かでないので、この対応だけでは qalan の意味内容は限定できない。

ジュヴァイニーはその「世界征服者の歴史」の中で qalan という語を使っていない。彼はモンゴル人が被征服民に課した負担を mu'an 「強制労働、夫役」と 'avaridat 「額外課税」という両語を並記して示すことが多い。ラシード・アル・ディーンは 'avaridat の代りに takalif 「苛税」という語を使い、モンゴル人の重課を言うのに takalif va mu'an という表現を用いる。後に述べるように 'avaridat, takalif が qubchur 「人頭税」の反復割附に外ならぬとすれば、mu'an は民に重荷となつた qalan を指していると考えてよい。ジュヴァイニーの「トルキスタン総督ヤラフチは軍役 (hashar va charik) という強制労働 (mu'an) 及び額外課税 ('avaridat) という重荷と余計なものを廃止した」という一文から、mu'an の意味内容は「軍役」であることが判る。このことも qalan が「軍役」であつたことの一つの証拠となる。

ただジュヴァイニーが qubchur を用いている個所を、ラシード・アル・ディーンが引用して、qubchur 「人頭税」という語を qalan に置き替えていたり、或は qalan を mal 「錢糧、租税」と同義語に使用したりする。これはモンゴル人が課した苛酷な賦課を一般的に qalan va qubchur という表現で示すことから起つたものであらう。

また qalan は勞力提供ばかりでなく、現金納入で代用されたので、qubchur との区別がつけ難かつたためであらう。

② charik 「軍人、軍隊、戦、軍役」この原語はモンゴル語 *ching* であり、ペルシア語 *laskhar* と同じく「公軍隊、軍人」を意味し、「戦」の意にも用いられる。モンゴル人は必要ある毎に支配下の土着人を徴発して軍隊を編成させたが、このような軍隊も charik 呼ばれた。更にかかる強制的な軍役も charik と呼ばれ、次項のアラビア語 *hashar* と同義に用いられた。

③ hashar 「公補助部隊、不正規軍、軍役」この語の用例を示そう。

一二二〇年ボハラの「町と要塞が陥落して、抵抗がなくなり、城壁・土塁がただの土と同じように平らにされると、男女、美醜を問わず、全市民は『祈りの野』に駆り出された。(チンギス・カン)は、彼等の生命は助けたが、若者と成年男子の軍役 (hashar) に耐える者達を集めて、サマルカンド、ダブーシアの攻撃に向わせた。」またイスマイル派暗殺団最後の君主ルクン・アル・ディーンは、フラグ・カンの要求に応じて、味方の諸要塞を破壊するため弟シラン・シャーと三百人の兵をモンゴル軍に提供したが、この三百人の兵が hashar と呼ばれている。hashar がモンゴル軍を公補助する軍隊を意味し、土着人とつてのかかる強制的な「軍役」の意に用いられていることは明らかである。

④ b'gar 「強制労働、夫役」このペルシア語で示される無償の「強制労働」は十三世紀以前のイランに存していたが、モンゴル時代にはそれが民に大きな負担となつた。人民は宮殿の建築、都市の復興作業、灌漑工事、狩猟、出征路の整備に駆り出された。「夫役」の日数は不定であり、無償であつた。モンゴル人は夫役 (b'gar) を重視し、本人が不在であればその妻が代りに果すべきものと考えていた。このようなモンゴルの夫役観をイラン人に押しつけたのである。農民

は土木工事のため遠方の地に長期間連れていかれたので、自分の田畑を耕す時期を失なつた。

(25) *farsh* 穀物の強制売買 このアラビア語の原義は公投げ棄てることである。地租として徴収した穀物が多過ぎて腐つたり、或は国庫に現金が欠乏すると、これらの穀物を市場価格以上で民に強制的に買わせる。政府が穀物を必要とする時は、市場価格以下で民から強制的に買上げる。これが *farsh* の意味内容であると考えられる。公穀物の強制売買は民に禍を及ぼすこと大であつたので、ここに附加えて説明した次第である。

以上にモンゴル人が被征服民にどのような税課を負担させたか、何が民の重荷となつたかを見てきた。(V) 夫役は、それが過度に要求される時、民を疲弊させ租税制度を紊す一因となるが、ここでは国税を問題としているので、これを除き、(I) 正税、(II) *qūpchūr* 税、(III) 額外課税、(IV) 兵糧・使者経費・駅通維持費という税課分類の相互の關係を整理してみよう。

國家の經常歳出に就いては前にも言及したが、ナスイール・アル・ディーンの「財政論」によれば、国税は(一)軍隊及び書記官・裁判官・代官のような国事に携わる人々の経費、(二)使者・往返する旅行者の経費、(三)困窮者・貧乏者・孤兒・未亡人及び都市・州の諸件の経費、(四)駅通維持の経費に支出さるべきであるという。このうち軍隊給与、使者経費、駅通維持費が、軍人の過度の糧食徵発、使者の頻繁な往来、駅通の濫用のために、經常歳出で賄いきれず、臨時徵税が強行されたことは正に上に詳述した所である。(III) 額外課税とは(IV) 兵糧・使者経費・駅通維持費の規定額を越えた分を補うためのものであつた。(IV) は(III) の内容であり、また(III) は(IV) を名目として徴収されたのである。

然るに軍隊・使者・駅通の諸経費を賄うためにモンゴル人がイラン

人に課したのが *qūpchūr* 公人頭税 であることは前に述べた所である。(III) 額外課税は(II) *qūpchūr* 税の反復割附に外ならぬ所以である。

かくして我々は次のように言うことができよう。モンゴル人はイランを占領すると、当初全く掠奪に等しい誅求を行なつたが、モンケ・カンの時、税制を整備し、地租・商税・家畜税を夫々農民、商人、遊牧民から一定率で徴収し、同時にすべての民に人頭税を割附けた。然し軍隊・使者・駅通費が莫大な額に上ると、これを賄うため *qūpchūr* 税の税率は容易に変更された。一二八〇、九〇年代になると、国税徴収に当る知事はこれらの経費を口実として人頭税の反復割附をなすに至つた。本節で縷説したように、税目は雑多となり、税率は *qūpchūr* 税のみならず、地租・商税・家畜税に於いても守られなかつた。知事は収獲高を恣意を以つて査定し、現金を取立てて横領した。徵税法は紊れ、税は国庫に入らず、民は苛税に喘いだ。そればかりでなく給与不十分のため、一般のモンゴル軍人の貧困化が著しくなつた。正に「部族」と「財政」との矛盾が *qūpchūr* 税をめぐつて露呈されたと言えよう。モンゴル「部族」はイルカン政權を支うべき軍事力の母体であり、使者・駅通の制度は本来軍事行動を敏速ならしめる不可欠の手段である。軍事力を維持し、使者・駅通制度を能率的に運営するために創始せられたのが *qūpchūr* 税である。 *qūpchūr* 税は自身では貧弱な経済力しか持たないモンゴル政權に独特のものである。これなくしては軍事國家としての機能を充分に果し得ないものである。 *qūpchūr* 税を課せられたのは支配下のイラン人である。端的に言うならば、イラン人は *qūpchūr* 税納入を通じてモンゴル「部族」の「財政」を負担したのである。 *qūpchūr* 税はそれだけで重荷であつたのに、反復徴収されて、民の怨嗟的となり、然もそれは知事等のイラン人財務官僚や一部のモンゴル貴族の懐中に入つてしまつた。こ

のようにみえてくると、税制紊乱の根本原因は *qūpchūr* と呼ばれる人頭税に内在していたと言わざるを得ない。*qūpchūr* 税を如何にすべきかは、ガザン・カンの税制改革の核心の問題であつた。

三、新税制

税制紊乱の実状を具に知り、その原因が何処にあるかを見究めたガザン・カンは漸進主義を取つて、慎重な租税政策を樹て緻密な租税体系の確立に向つた。彼が如何に慎重であつたかは、ラシード・アル・ディーンの繰返し述べる所であり、「久しい間に悪習がついて、それが天性のようになってゐる人々には、そのような習慣を天性から除き去ることは至難である。圧制者・知事にはこの年頃民に苛税を課し、反復して税を取立て、全く財務省に納めない習慣ができてしまつた。彼等は毎年裁判 (*yārdū*) にかけられても、賄賂を贈り、少し許り駄弁を弄して免れてしまふ。そのうちの二、三の者を殺した所で、他の者達は『この判決は運が悪かつたのだ』と考へて、戒めとはせず『某々は巧くやらなかつた。税とその横領のことならば、他の多くの者にも同じ判決が下されなくてはならぬのだから』と言う。結局これらの者の半ばを処罰しても、他の者達が悪習を脱し、圧制・暴虐から手を引くという可能性はなく、依然として民は苦悩に喘ぎ、錢糧は国库・軍隊に納められない」というガザン・カンの言葉や、「如何程考慮を廻すとも、剣・打擲・威嚇・監禁による方法は〔妥当と〕認められぬ」という「勅令」の一文から、ガザン・カンが一時の弥縫策ではなく、税制の根本的な改正を意圖していたことが察せられよう。それでは次に新税制は如何にして実施されたか、新税制に於ける税目・納期・徴収法は如何なるものであつたかを述べなければならぬ。

新税制樹立の第一歩は全国租税台帳の作成である。財務省に正確な

租税台帳を備えて、税目・税率を確定し、各州の税額を決定して民に配賦することにした。

さて租税台帳は *qānūn* (複数形 *qavānīn*) と呼ばれる。*qānūn* はギリシア語 *kanon* 公繩矩、規範、法令に由来し、イスラム法 (*shari'at*) に対して地方的な慣習法を意味するが、それと共に租税賦課のための台帳を意味する。⁽¹²⁸⁾ ガザン・カンの「勅令」には租税台帳作成に関して次のように言う。⁽¹²⁹⁾

「我等 (ガザン・カン) は書記官 (*biṭṭakchī*) を全国に派遣して、夫々の州 (*vilāyat*) ・郡 (*nahiyat*) ・村 (*dih*) に就き詳細に記録し (*muṭaṣṣal nivīshie*)、これによつて生民のすべてが安堵し、感謝し、満足するようにさせた。」

即ち租税台帳作成の責任者は書記官 (*biṭṭakchī*) である。彼は夫々担当の州に赴いて、村単位に詳細な調査をなして台帳を作つた。この租税台帳は勿論先ず土地台帳である。ラシード・アル・ディーンは次のように言う。⁽¹³⁰⁾

「ガザン・カン」は次のように命じた。『書記官は王室領 (*inṣū*) ・寄進地 (*auqaf*) ・地主領 (*arbab*) 等すべての私有地 (*amlak*) を調査して、三十年來紛争なしにその所有権 (*tasarruf*) の確認されるものは、現所有者 (*muṭaṣarrif-ān*) の名義で登録し、租税台帳 (*daftār-i qānūn*) に記入せよ。若し何人かが地券 (*qabala*) を紛失して、それを手許に取寄せたいと欲するならば、その租税台帳 (*qānūn*) に依拠し、そこに記載されている通りに処置せよ。何人にも虚偽・非法の余地のないようにせよ』と。書記官達は命ぜられた通りに諸州に赴いた。ベン (*qalam*) に関して誠実であり完全に信頼できる人は見出されること寡いものであるが、書記官達はできる限りの努力をして、各州の租税台帳 (*qavānīn*) を作成して齎した。」

当時は戦乱の後を受けて土地の所有権・売買をめぐる訴訟沙汰が多かつた。所有権の確認なしに正確な土地台帳の作成はあり得ない。ガザン・カン⁽¹⁸⁰⁾は一三〇〇年三月二十五日附の勅令で三十年來訴訟問題の起つていない土地に就いて、その所有者を確認し、これを基準に土地問題の訴訟を処理すべきことを命じている。土地所有権に関するこの勅令は租税台帳作成の第一段階であつたと言えよう。土地所有者の確認は地租負担者の確認である。書記官は法官^(qādī)によつて所有権の確認された者の土地を台帳に登録したのである。彼はすべての私有地^(amlak)を調査して徴税原簿とすべき土地台帳を作つた。この土地台帳には「水^(āb)と土地^(zanin)」即ち灌漑の状況と土地の面積・等級が記され、地租^(kharāj)割附の基礎となるべきものであつた。ナスイル・アル・ディーン⁽¹⁸¹⁾の「財政論」にも「諸州の地租^(kharāj)のために各州に租税台帳^(qanūn-hā)が保管されこれによつて事が運ばれる。「この租税台帳」は夫々の地に於いて当該の州の諸事情に適應すべきものである」とあり、イルカン国初期にも租税台帳のあつたことが判るが、ガザン・カンは新たに全国の土地台帳を作成させ、これを徴税原簿としたのである。

次に租税台帳は人丁簿としての性格をも備えていた。ラシード・アル・ディーン⁽¹⁸²⁾は次のようなガザン・カンの命令を伝えている。

『各州に俊敏な書記官を赴かせ、その州の事すべてに就いて村毎に詳細に記録して「租税台帳を作らせよ」。従前の人丁簿^(shumāra-hāyī pishin)によつて人頭税^(‘aṣṣūḥūr)を公平に決定せよ。増大・倍加^(taḥfīr va takhīr)を計つてはならぬ。かくて民が安堵し、幸福になるようにせよ。』

この文中の *shumāra* というペルシア語は「数、計算」を意味するが、術語として「人口調査、兵籍簿、人丁簿」の意味に用いられる。ガザン・カンが『従前の人丁簿によつて人頭税を公平に決定せ

よ』と命じているのを見れば、人丁数はそれまでのものの再確認であつた如くである。更に彼は本貫地^(nujādīr)主義を取り、租税台帳である人丁簿^(shumāra va qanūn)に登録されている土地から民を移動させることを禁止している。

また商税^(tamgha)の税率を算定する原簿も *qanūn al-tamgha* 「商税台帳」と呼ばれた。このようにして地租・人頭税・商税配賦の原簿はすべて *qanūn* 「租税台帳」と呼ばれたことが判る。土地台帳だけが租税台帳ではなかつた。

租税台帳作成に當つてガザン・カンはできる限りの正確・公平を期した。異議申立を許したことは注目されねばならぬ。「勅令」には租税台帳作成の経過を次のように伝えている。

「今や最高神の加護により、全国の大部分の地に就いて村毎に詳細な租税台帳を作成して、夫々の地の税額を決定することが可能となつた。これは首尾よく果された。曾つて如何なる時代にも「このような詳細な租税台帳は」作成されなかつたし、その簿冊^(daftar)「膳本^(nāsakh)」が「一ヶ処に」集められたこともなかつた。勿論人は一つには知識の不足のため、一つには自分の下心・貪慾のため当然の義務であるのに公正さを保つことができない。かかる非難すべき性質のない人は見出し難い。然し能う限りの力を尽して租税台帳を作成させた。それが我等の前に提出された時、若し何人かに就いて「記載に」著しい齟齬又は誤脱があれば、当事者に請願させ、大財務省の代官達が修正した。」

このようにしてガザン・カンは全国の租税台帳の作成を終り、これに基づいて各地の税目・税額を決定すると、租税台帳の保管に細心の注意を払い、記載事項の改竄がなされないようにした。「勅令」には次のように言う。

「租税台帳に基づいて村毎に、地所毎に税の細目と額が確定された

後、諸州の全文書 (kutub) を、伽藍・僧院・慈善院と並んでタブリーズに設立した文書館 (kutub-khana) に集めさせた。これを尊敬を得ている人達 (mutabarān) に委託し、彼等に俸給を与えて管理させた。「この俸給のために」寄進地令の定める所に従つて一つの寄進地 (vaqt) を設定した。更に何人も「租税台帳の」無効を申立てないように呪詛文 (ta'nat-nāma) を記した。今後難件⁽¹⁸⁾の起る度に「租税台帳を」参照させる。若し授けられた地券 (sharī-nāma) 又は租税表 (tauh) を紛失した者があれば、「租税台帳から」写し (nuskha) を作つて与え、代りとする。」

ガザン・カンは首都タブリーズの郊外シャンブの地に自分の陵墓を営んだ。ここに宗教的建造物の外に隊商宿まで建て、ガザンニアと呼ばれる新市街を築いた。文書館 (kutub-khana) はこのガザンニアに設立され、bayt al-qatān ≪租税台帳の家≫とも呼ばれた。全国⁽¹⁹⁾の租税台帳をすべてここに収蔵して、記載事項に濫りな変更の加えられるのを防いだ。ここに保管させた租税台帳を原簿とし、地券 (qab-āla) 又は sharī-nāma を紛失した者には、この原簿から写しを作つて与えたのである。

それでは新租税台帳に基づく徴税規定は如何なるものであつたか。先ず税目・納期に就いて「勅令」に言う所を聞こう。⁽²⁰⁾

「万古不易の租税台帳に基づいて確定さるべき現金 (vujuh al-ayn) 税と現物 (irifā'at) 税の納期 (mī'ād) は、今や次の如く定められた。」

(一) 現金税の納期

各州の現金税の納期区分は夫々異なつてゐるので当該地に於いて法定されている通りにその納期区分を公示板 (tauh) に記し、これに基づいて納附、納入させる。

(1) 村落居住の農民 (ra'āyā-yi dīh-nishīn) の qūpchūr 税 (qūpchūr

va mutavajjihāt) は年二期に分けて納入することを以つて慣例とする。

(a) 当該地の定額 (muqarrar) とされた一年分の税の内、その半分はジャラーリー暦 (Jalālī) 元旦 (nau'ūz) から二十日間以内に完納せよ。

(b) 他の半分はミーザン月 (Mizān) 一日の日の出から二十日間以内に完納せよ。

(2) 草原居住者 (sahrā-nishīnān) の qūpchūr 税 (qūpchūr va mutavajjihāt) は年の始めに一回に納付することを以つて慣例とする。

(3) 昔から現金納と定められてきた地租 (kharāj va mal) は年の始めに一回に、即ちジャラーリー暦元旦から二十日間以内に納入することに定める。

(4) バグダード、ホラサン等若干の地方の現金納地租 (kharāj-i vujuh al-ayn) は夏作物 (saytī) 収穫時に二十日間以内に納めることと定める。

(5) 商税徴収額 (ma'khūdhāt-i tanghā) は各州毎に夫々別個に「本勅令の」裏面に記されている通りに公示板に記載し、これを商税が課せられている当該地の城門に立てさせる。これに基づいて割附額を納入せよ。何人も新奇・悪習を作つてはならぬ。請負人達 (muqāṭṭān) は『我等 (＝ガザン・カン) が商税率を高めた』という口実で規定徴収額以上を取立てたり、悪習を作つたりしてはならぬ。

(二) 現物税の納期

冬作物 (shatvī) ・夏作物 (saytī) を産する暑地帯 (garmasir) ・寒地帯 (sardsir) の種々の収穫物及び夏作物を持たない若干の草原地帯 (barri-dashū) の収穫物の収納・引渡し⁽²¹⁾の期限と細則。

(1) 冬作物と夏作物とを産する暑地帯の州に対する賦課規定。

(a) 冬作物。小麦 (sandum)・大麦 (šau) 等の冬作物は予備分 (maud'at) を差引いて当該地の規定額を某月一日から自分の駄獣でその地方に設けられている倉庫 (anbar) に搬入し、収納係に引渡せ。その期限は二十日間とする。

(b) 夏作物。種々の夏作物は予備分を差引いて租税台帳に基づく規定額を某月に自分の駄獣でその地方に設けられている倉庫に搬入し、収納係に引渡せ。その期限は二十日間とする。

(2) 夏作物を産する寒地帯の諸州に対する賦課規定。夏作物を持たない「草原地帯」では勿論冬作物を租税台帳の規定額通り賦課の対象とする。

(a) 冬作物。冬作物は予備分を除いて租税台帳の規定通り某月に自分の駄獣でその地方に設けられている倉庫に滞りなく搬入し終れ。期間は二十日間とする。

(b) 夏作物。夏作物は予備分を除いて租税台帳の規定通り某月に自分の駄獣でその地方に設けられている倉庫に滞りなく搬入し終れ。期限は二十日間とする。

これによつて現金税と現物税の整然たる区分が立てられ、その納期が明確に定められたことが判る。即ち (1) qūpchūr 税と商税とは必ず現金で納入させ、地租は地方の慣行・特殊事情に依じて現金納又は現物納とする。(2) 納期は、閏月を置かない陰暦のヘジラ暦によらずに、ジャラーリ暦という太陽暦に準拠して定める。(3) 現金税の納期は春分又は秋分の日から起算し、現物税の納期は作物の種類と収穫期の地方差を考慮して定め、納付期間は何れも二十日間とする。(4) 商税は納期を定めず、請負人をして徴収させる。

現金納と現物納の区分は「勅令」に、^(un)「現金納 (vu'jūh al-'ayn) と定められていた地方では従前通り現金納により、現物納 (ajnas) と

定められていれば従前通り現物納により、その各々を定められている納期内に完納しなければならぬ」とある如くであるが、一旦租税台帳によつて規定されたこの区分は乱してはならなかつた。即ちガザン＝カンは『諸州に於いて現金 (zar-i naqd) を民から徴収すべき場合、如何なることがあつても現物 (jins) は一ディナール分も国庫に齎すことを許さぬ。若し現物を齎す者があれば、それを市場 (bāzār) に運び、売却して得た現金を納入させよ』と命じたのである。

また滞納者に対する延滞料に就いては、「勅令」に『若し村長 (ra'is)・農民 (ra'iyā) が怠慢・遅延して、定められた納期に税を納入しなければ、集税人は彼等を捕え、税額 (as'l-vu'jūh) 百ディナールに就き一ディナールを延滞料 (jū'ayāt) として取立てよ。怠納した者にはすべて杖打七十を加えよ』とあり、滞納者には一パーセントの延滞料を科し、怠納者には七十杖という体刑を科したことが判る。答杖なしで徴税がなされたものではなかつた。

現金納・現物納の区分及び納期はこのように明確に規定されているが、税目に就いては如何であらうか。納税者は農民、游牧民、都市居住民に三区分別、税目も名称だけから言えば、kharāj, qūpchūr, tanghā に三区分別される。先ず商税 (tanghā) は都市居住の商人・手工業者から徴収されたと考えてよい。qūpchūr 税は草原居住者即ち游牧民及び村落居住の農民の両者から徴収されている。qūpchūr には家畜税と人頭税の両様の意味があることは前に説いた。游牧民が納入した qūpchūr 税は人頭税とは考え難く、やはり家畜税と見做すべきであらう。これに対して農民が納入した qūpchūr 税は人頭税と考うべきであらう。新税制に於いては家畜税も金納と定められたので、元來金納の人頭税と区別せずに、同様に qūpchūr と呼ばれたのであろう。地租 (kharāj) の納入者が誰であつたかは明記されていないが、これは勿論農民であつた。このように見ると、税目は地租、家畜税

(qūpchr) 商税及び人頭税 (qūpchr) となり、これはナスィール「アル・ディーン」の「財政論」に見える税目区分——(Ⅰ)地租・家畜税・商税という正税 (mal) と (Ⅱ) 人頭税 (qūpchr) ——と本質的な差異はない。

さて、税額の決定は各税目の税率の確定を俟つて始めて可能である。租税台帳作成の意義も税率の確定に求められる。然しガザン・カンが地租割附に当つて收穫高査定制 (harz) を廃止したということの外、各税目の税率をどのように定めたか、その地方差は如何であつたかに就いては、「勅令」にも見えず、ラシード・アル・ディーンも言及していない。そこで他の史料から推測する外ない。フアラク・アラト・イ・タブリーズィー (Falak 'Alā-yi 'Tabriz) がガザン・カンの死後五年目の一三〇九年に撰した「至福の書 (Sa'adat-nāma)」という財政便覧に、租税台帳 (qānūn) の例としてタブリーズ市南西のサルドルド (Sardrud) 郡の租税台帳及びタブリーズ市の商税台帳が記せられている。先ずサルドルド郡の租税台帳によると、税額總高は三九五四ディナールであり、その内訳は正税 (mal) が一八七四ディナール、人頭税 (qūpchr) が二〇八〇ディナールである。管下四村の税額の内訳を表示すれば次のようになる。(Dはディナールの略)

サルドルド郡租税台帳

税目	サルドルド村	サルドルド村	サルドルド村	サルドルド村	計
地租	500D	-	100D	250D	1874D
家畜税	224D	-	50D	100D	
取引税	300D	-	150D	200D	
人頭税	1000D	180D	100D	800D	2080D
計	2024D	180D	400D	1350D	3954D

正税 (mal) の内容は地租 (al-'ushr)・家畜税 (al-marā'i)・取引

税 (al-mu'āmalat) であり、人頭税 (qūpchr) と共に二大税目をなす。地租が 'ushr (十分の一税) と呼ばれていることは興味深い、これだけでは税率は判らない。これに対して人頭税は一人十ディナールの税率である。サルドルド郡の人頭税納入者は二百八人で、税額は二千八十ディナールである。次にタブリーズ市の商税台帳によると、商税 (yāngsha) の税率は、百ディナールの売上高に就き、国内商品に対しては五・五ディナール、外国商品に対しては三・七ディナールである。外国商品にはこの外に通関税がかけられる。なお地租の税率は「心魂の歓喜」の「地理篇」や「ラシード書簡集」から收穫高の三分の一乃至六〇パーセントであつたことが知られている。これらの断片的な諸例から早急に税率に関する結論は出し難いが、ガザン・カンの税制改正によつて税率が低くなつたという証拠はなく、むしろイルカン国初年に比べて引き上げられた如くである。

それでは税は実際にどのようにして納入されたか。「勅令」によれば現金税の納入法は次のようであつた。

「夫々の村・地区の村長・農民は現金税 (vujūh al-'ayn) を定められた納期内に集め、広場 (maydān) に自分で運ぶ。彼等がその税額を、各州に於いて我等の定めた far' 及び khazānadarī と共に運んできて引渡すように、集税人をして町の広場に天幕を張り、納期の初日から納付期間の「最後の」日まで毎日五回太鼓を打たせる。集税人は如何なる地区からも、規定額以外のものを糧秣・賄賂等の名目で取つてはならぬ。」

現物税も同様の手続で村単位に集团的に納入されたのであろう。上文に言う「far' 及び khazānadarī」は基本税額の徴収費として加算された附加税であり、その率は各州の特殊事情、物納・金納の別を考慮して定められた。far' が一〇パーセントの附加税であることは前に述べた。khazānadarī 《財庫官分》は haqq al-khazāna 《国库分》又

は *rasm-i khazāna* (国庫手数料) とも呼ばれ、国庫の出納を掌る役人の費用に当てられたものであり、その率は二パーセント乃至〇・五パーセントであつたようである。ガザン・カンは附加税の率を定めて、規定の率を越えて徴収することを禁じ、また徴収費 (*far*) を使用者経費に流用することを禁じた。

さてこのような徴税規定に関して劃期的なことは、租税台帳によつて定められた夫々の地区の税額・税目・納期を公示して、これを該地区の納税民に承知させたことである。その手続は次のようであつた。

タブリーズの文書館に保管された租税台帳の写しは、一部を財務省にとどめ、一部を各州に送る。州の知事は法官・聖裔・管長等の有力者の出席を求めて、送付されてきた租税台帳の写し通り書き加えも書き不足もなく夫々の地区の税額を決定し、これを公示板 (*taht*) に記して納税民に知らせる。公示事項は如何なる変更も許さない。公示板に就いては「勅令」に、「夫々の村や地区では木板、石、銅板或は鉄板等彼等の望むものの上に法定された事項を書き記す。若し欲するならば石膏に刻んで、村の門、寺院、光塔その他彼等が好む場処に取附けよ。ユダヤ人及びキリスト教徒に就いては、聖堂の門、村の門、その他彼等が望む場処に取附けよ。草原居住者に就いては、彼等が適當と考える場処に柱を建てさせる。——中略——商税も同様に決定して木板に記す」とある。

納税民は公示通りに納入すべく、公示の規定額以上は一文も納める必要のないことを知らせるのが公示板であつた。ガザン・カンは関税 (*bağ*) 徴収に当つても公示板を利用して、誅求行為を取締つた。国税徴収に際しても税額を公示して、従来の如き知事による科斂誅求と横領との余地をなくし、国税収入の正常化を計つたのである。

更に注意すべきは税額公示の原則が、土地所有形態の如何を問わず、全国一律に行なわれ、例外を許さなかつたことである。これに就

いて「勅令」には次のように言う。⁽¹⁸⁹⁾

「同様に或は后妃・諸王・諸官人に与えられ、或は食邑 (*iqā*) として軍人に委ねられ、或は *vajh-nāma* (賞)・給料 (*marṣūmāt*)・恩給 (*musāmanāt*)・采邑 (*ihṣābiyāt*)・恩賜 (*in'āmāt*)・俸禄 (*idārāt*)・喜捨 (*sadaqāt*)・寄進地 (*auqāt*) としてその所有權を夫々の人に授けた各州の土地に於いても、租税台帳通りに夫々公示板を立てよ。その土地の所有者達が恣意を以つて規定額以上の国税 (*mutavajjihāt-i divān*) を取立てることのできないようにし、当該地の民が苦難に陥らないようにする。」

即ちこれらの地の民は、本来「財務省に納入すべき錢糧・人頭税・附加税 (*māl va qūpūr va mutavajjihāt-i divān*) を、租税台帳によつて公示された通りに、その土地の所有者に送り」、土地の所有者はこの規定額以上に取立ててはならなかつたのである。⁽¹⁹⁰⁾

次に注意すべきは、前にも述べたように知事の支払命令書 (*barāt*) 発行を厳禁し、中央の財務省から発行する支払命令書以外はこれを全く認めない方針を取つたことである。支払命令書の濫発は税制を紊亂させた直接の原因であつたが、ガザン・カンは支払命令書による徴税法そのものは廃止せず、その発行を取締り、支払命令書に捺すべき国王の印璽の取扱を厳重にした。先ず知事等の地方官の支払命令書発行を固く禁ずることに就いて、ガザン・カンは「勅令」で次のように言う。⁽¹⁹¹⁾

「神を畏れず、敬虔の念なく、分別のない者をして割附 (*qavālāt*)・支払命令書 (*Barātāt*)・嘘偽の変更・卑劣な意圖・民の財と血の収奪等のための様々の策略から、全く手を引かせるために、我等 (ガザン・カン) は次のように命じた。『夫々の州の税の細目と額とは租税台帳によつて決定された。州の知事・吏僚は支払命令書を発行してはならぬ。彼等の手を支払命令書と割附の事から全く引かし

めよ』と。」

ラシード・アル・ディーン^(tag)はガザン・カンが『如何なる土着諸侯 (malik)・軍政長官 (basqaq)・書記官 (bitikchi) も支払命令書と割附の事で絶対にペンを紙の上に置いてはならぬ。若し支払命令書を書けば、その許可を与えた知事を死刑に処し、書いた書記官の手を斬れ。そして他の書記官達がそれを見て誠めとするようにせよ』と命じたと言ひ、ハマダーンのルードラヴァルのマリクがこの命令を従来のもと同様に考え、自分の書記官に若干の支払命令書を書かせた所、直ちに彼を処刑し、その書記官の手を斬れという命令が出されたので、逃亡したが三年後捕えられて殺され、書記官もニハーヴァンドで捕えられてその手を切断されたという実例を挙げている。ガザン・カンは如何なる場合にも州の徴税官に対して「一マンの乾草、一ハッベ (habba) の金の支払命令書も書かせない」方針を厳守し、その違反行為を容赦しなかつたのである。

更に彼は支払命令書を中央の財務省から発行するに当つて極めて慎重な手段を取り、濫発されるのを予防した。これに就いて「勅令」には「我等は各州の詳細な支払命令書作成のため大財務省に於いて書記官を任命した。代官をしてこれを財務省印 (‘alamat-i divān) で飾らせ、我等の金印 (altūn tanghā-yi mā) を捺させた」とあり、ラシード・アル・ディーンは「[ガザン・カン] は各州に対して書記官一名を任命し、大財務省に属せしめた。この書記官が年の始めに租税台帳に記載されている通りに村毎に個々に詳細な支払命令書を書く。大財務省の代官が官印 (mislan) を捺し、金印による認証をなして州に送付する」と説明している。即ちガザン・カンは財務省内に各州別の専任書記官一名を任命し、この書記官をして租税台帳に基づく村別の支払命令書を作成させ、財務省の代官をしてこれに財務省の官印と国王の金印とを捺させて、然る後発行させることにしたのである。

北大文学部紀要

ガザン・カンは自分の命令が聊も歪められずに、意図通りに貫徹されることを冀い、勅令・官文書の交附には細心の注意を払つた。このため官文書の種類によつて使用する印璽 (tangha) の種類を定め、その出納を厳重にした。支払命令書には小金印 (altūn tanghā-yi kū-chak) を用いることにした。従つて前引「勅令」に『我等の金印』とあるのはこの『小金印』のことである。ガザン・カンが支払命令書の認証に如何に慎重であつたかは「勅令」中の次の言から察せられよう。

「支払命令書に」官印 (mislan) を捺し、印璽 (tangha) を捺すには、適当で然も暇な時に済まされねばならぬ。時の推移、事の変遷、国境の緊急事態、騒乱、紛糾等、濁悪の現世の免れ得ないことのため、詳細な支払命令書 (baravāt-i muṭaṣṣal) を作成して、これに官印を捺し、印璽を捺すことが首尾よく為されたいしよう。已むを得ないこととはいえ、一旦かかる停滞・怠慢が許されると、その結果、諸州に対して略式の支払命令書 (baravāt-i mujmal) が書かれることは必定である。再び誅求者達は支払命令書の作成権を獲得し、これを濫用して憚らない。かくて旧来通り世は荒廃し、国库 (khazāna) と公庫 (bayt al-māl) の財は散乱するに至る。施設費・俸給・年金・恩給・慈善費等の州の經常支出 (ikhrājāt-i r-uṭ-ararī) も、実際には全く納入されない国库納入税 (māl-i khazāna) (優先の) 口実や、或は常套手段であるその他の遁辞・喋舌にくるまれて、遅滞・延引されてしまう。年々この口実が重なつて、遂には一切のものが奪われてしまう。長期にわたり多大の努力によつて打建てられ、世の人々がそれによつて安堵している基礎が崩れ「誅求者達は」圧制を擅にし、大胆不敵となり、疲弊した農民に暴力を振うに至る。再び事態は收拾できなくなり、財産も取引もすべて紊乱・崩壊し、正義は地を払うに至る。かかる事態は時の帝王にとつ

でも、軍・民にとつても好ましくない。」

ここに「略式の支払命令書」というのは、所定の手続を経ずに便宜的に発行されるものであり「詳細な支払命令書」とは作成の手続が完璧であり、特に金印による認証が正式になされているものをいう。従つて「詳細な支払命令書」は「金印を捺した支払命令書 (barāt-i ba-
aitūn tamghā)」とも称され、「勅令」(yarliq) と全く同様に取扱わ
るべきものであつた。「勅令」は絶対の命令であり、従つて金印によ
る認証は最も慎重になされねばならなかつた。前引「勅令」の一文は
金印の主としてのガザン・カンの自戒の言であり、且つ金印を掌る宰
相・代官の怠慢を戒める言である。

かくして「〔財務省〕から諸州に送られる金印を捺した詳細な支払
命令書によつて、当該の諸地方の民はすべて己の納入税額を知らさ
れ、それ以上は一ダングも納める必要のないことを承知」させたので
ある。⁽¹²⁾

ここで当時の徴税機構に就いて一言しなければならぬ。中央・地方
の徴税機構に於いてガザン・カンが新設乃至廃止したものは見当らな
い。彼は官紀を肅清して賄賂の受贈の起らないようにし、財務省の書
記官の責任を重くし、知事の誅求行為の生ずる余地をなくして知事を
誠実な徴税官にしようとしている。さて地方の徴税機構に就いて参考
になるのは、「勅令」の冒頭に於ける徴税関係者の列挙である。

「〔一〕軍政長官達 (basqaq-an)・土着諸侯 (mulūk)・代官達 (na-
vvāb)・徴税官達 (mutasarrif-an)・〔二〕法官達 (qudāt)・聖裔
(sadāt)・管長達 (aimma)・首長達 (sudūr)・〔三〕地主達 (arbab)
名門の者達 (ayān)・尊敬を得ている者達 (mutabar-an)・村長達
(ru'asā)・区長達 (kadkhudā-yān)・〔四〕すべての民 (ta'ayā)・アム
河からシリア及びフランキの境に至る諸都市・諸州の住民達 (ahāl)
よ、知れ。」

第一、第二の区分に入っている者達は徴税者側であり、第三、第四
のそれは納税者側である。ガザン・カン^{II}は第一区分の徴税官即ち知事
の権限を削ぐため、第三区分の村長・区長・地主を保護し、徴税責任
者としたことは次の「勅令」の一節から判る。⁽¹³⁾

「財務省所管の地 (＝国有地) の大部分を、それが得策にして且つ
必要と認められた場合、自作農 (tunnān)・小地主 (muzārī)・地主
(arbab) に与えつて、〔彼等を〕納税人 (mu'amil) とする。彼等は財
務省の官印が捺され、我等の金印で飾られた万古不易の地券 (shurū'i)
を授けられ、所有者 (mutasarrif) となり、年々国税 (huquq-i divān)
を納入せよ。」

ラシード・アル・ディーンはこれを説明して、「納税額を租税台帳
通りに定め、土地を自作農・請負人 (muqāṭi'an) に永代地 (bar sabī
l-i ta'īd va takhīd) として与え、〔従来〕名目だけで入つてこなかつ
た税が二倍も入るようになった。すべての地主・土地所有者 (mullāk)
・農民は安堵し、感謝し、知事の手は根拠のない要求から完全に閉め
出され、誅求者の圧制は全く除去された」と言う。

このため却つて村長・区長の恣意行為を生じたので、これを取締る
ことになつた。これに就いてラシード・アル・ディーンは次のように
言う。⁽¹⁴⁾

「知事達には夫々の地方の規定額以上に何かを附加する力はない
が、村の村長・区長達が恣意を以つて自分達の間で割附をなしてい
ることが昨年判明した。そこで次のような「ガザン・カン」の命令
が出された。『夫々の地の村長達をして租税台帳に記されている納
入規定額によつて、農民の名前を書いた詳しい記録を作成し、その
写しを財務省に提出させ、今後「規定額」以上の割附をすることが
できないようにせよ。農民は各人、自身の納入額を知り、それ以上
には何も納めなくてもよい。』

ガザン・カン⁽¹⁾は自分の意志を徹底させ、中央の財務省と直接の納税者との間に聊かの非法の入りこむのも許さなかつたのである。

以上にガザン・カンの定めた新税法を見てきた。彼は税制の整頓には最も力を注ぎ、「毎日朝から晩まで親しく「政庁に」坐して、書くべきものがあれば、その草稿に宸筆を以つて訂正をなし、国事を決し、租税台帳を作成させた⁽²⁾」。然し、ガザン・カンの治世は八年半程（一二九五年十一月三日即位—一二三〇四年五月十七日崩御）であり、当初は反対派を抑えて政権の基礎を固めるに懸命であつて、内政に眼を向ける余裕はなかつた。「集史」によれば、「ナウルーズが暫くの間国政・財政を掌つたが、従来通りのやり方であつたので収入は何もなかつた。その後マリク・シャフ・アル・ディーン・シムナーニ⁽³⁾、サドル・アル・ディーンが国政を掌つたが、やはり収入は何もなかつた」とある。ガザン・カン擁立の功臣ナウルーズは一二九七年八月十四日処刑され、シャフ・アル・ディーンはこの前年に宰相を罷免された。サドル・アル・ディーンがラシード・アル・ディーンと確執を生じて処刑されたのは一二九八年五月四日のことである。ラシード・アル・ディーンが宰相に任ぜられた日附は明確でないが、一二九八年頃であつたと考えられる。内政改革はこの時以後のことと考えてよからう。全国租税台帳の作成の開始及び完了の時期を明示する記事は何処にも見出されないが、前に述べたように、土地所有権認定に関する勅令の日附は一二三〇年三月二十五日であるから、租税台帳作成の開始時期はこの前後に求められよう。「税制改革の勅令」は、一二三〇四年二月八日から三月八日までの間にフラン・ムレン（*Ḥāṭan-mūlan*）現在のサフ・イード・ルードの上流ギズイル・オザン（*Ḥāṭan-mūlan*）の畔りのウルジャイト・ブイヌク（*Uljāyū-būnyūq*）で發布された。従つてこの二つの勅令の日附の間に、即ち一二三〇年三月から四年の間に新税制が確立されたと見るべきであらう。然もガザン・カンは「税制改革の勅

令」發布後、二〜三カ月で崩じてしまつた。この「勅令」はガザン・カンの遺言となつた。このように割合短期間に定められた新税法によつてどのような実効が得られたか。ガザン・カンは民に対する誅求が除去されたことを「勅令」で次のように確認している⁽⁴⁾。

「以前に存していた様々の圧制・暴虐・額外課税・非合法国税は除去された。たとえ公正さに於いて従来の如く多少の齟齬・誤謬が起つたとしても、これを曾つての圧制・横暴に比較すれば、重荷を課するものでもなく、耐え難いものでもない。かくて民はすべて感謝し、満足し、称讃し、安堵した。収獲高査定制・額外課税・非合法国税等の多種多様な税課から解放された。」

更に次のように新税法施行の効果を揚言している。

「神慮に導かれ、経験を深めて、今や各地に於いて租税台帳の完成が確認された。かくてこの年頃、金印を捺した詳細な支払命令書を大財務省から発行することは首尾よくなされ、その成果も顕著であり、民は安堵し、諸州は榮えるに至つた。『不毛ノ大地ヲ見ヨ。ソノ上ニ水ヲ降り注グバ、ソレハ震エ、膨レテ、多様な美シイ植物ヲ生ズル』という言の秘意が顕現された。如何なる誅求者にも一ダングの金、一マンの荷を横領する余地はなくなつた。夫々の村・地処の民は自分達の納入すべき税額が幾何であるかを知らされており、何人たりともそれを超過して取立てれば、それは非法・非理であり、勅命に悖り、根原の財務省の許すべからざることであることを弁えている。財務省にとつても不法に超過して取立てることは何の利益にもならず、好ましきことではない。民をして誅求者の命令に従わしめず、金印を捺した支払命令書に規定されている額のみを納入せよ。その金の全額が国庫・軍隊・公庫の費用に充てられる。」

ラシード・アル・ディーンはこのガザン・カンの言を裏付けて「この数年、一ダングの金（*zar*）、一タガル（*taghār*）〔の食糧〕、一ハル

ヴァル (kharvār) の乾草、一匹の羊、一匹の葡萄酒、一羽の雞を、
 額外賦課 (zavā'id) 、追加税 (namārī) 、駅通費 (yām) 、贈物 (sāv-
 arī) 、進物 (tuzghū) 、糧秣 (salafā va 'ulūfā) 等の〔名目で〕如何
 なる州でも割附けず、取立てていない」と言う。流散していた民も自
 分の故郷に帰り、ために「価格が百ディナールであつた家を、今や千
 ディナールでも手放さない」ようになった。民生が安定したばかりで
 なく、国税収入が確保されて国庫は潤沢となり、造幣局 (dār al-'adā)
 の貨幣は増し、宮廷工場 (kārkānā) の衣服生産は捗つた。「この数
 年、軍隊に賜与をなし、諸人の請願・褒賞・経費のために国庫から現金
 を与えたが、如何なる時にも国庫の金と衣服が空虚になるということ
 はなかつた。イスラムの帝王〔ガザンニカン〕——その治世の永遠なら
 んことを——が一年間に費消しなかつた量であることは、新旧の帳簿
 (dafatir) から明白である」と言われる程であつた。穀物の強制売買
 (arh) の必要もなく、倉庫には何時も一年分の穀物が貯蔵されてい
 した。新税法の効果が実際にこのようであつたか否かに就いては否定的
 な考をする人もある。例えばラシードニアルニディーンは前任者サド
 ルニアルニディーン時代の暗黒面を殊更に誇張し、自分の執政時代
 を称揚しているのではないかという疑念が生ずる。然しこれはラシー
 ドニアルニディーン自身が「この点に就いて誇張はしない。何者、現
 在の読者はその暴虐がここで言われることの何倍かであることを知つ
 ているが、今後イスラムの帝王——その治世の永遠ならんことを——
 の公明正大によつて人々は安寧となり、この苦悩を忘却し、子供や今
 後出生する者は暴政を見ないのであるから、この事が非常に誇張して
 書かれていると必ずや想像するだらう」と否定している所であり、詩
 人ブルルイニバハーや史家ヴァッサーフの言はラシードニアルニデ
 ーニの主張と一致する。やはりラシードニアルニディーン(1305)の言はそ

のまま受取るべきではなからうか。

そればかりでなく国税収入は約二十五パーセント増したことが、次
 のハムダラーフニムスタウフイーの言から判る。

「我等は数回にわたり全国の歳入原簿 (jamī' al-hisāb) を作成した
 が、ガザンニカン——最高神がその慈悲で彼を纏まれんことを——
 の治世の始めまでは、一千七百万〔ディナール〕強であつた。その
 後ガザンニカンの正義により諸州は繁栄に向い、〔国税〕額は二千
 一百万〔ディナール〕強に達した。」

勿論我々は一三二〇年代の後半から税制が再び乱れ始めたのを知つ
 ている。ハムダラーフニムスタウフイーは前文に続けて、「現今 (一
 一三四〇年) 〔国税収入は〕その半ばにも達していない。何者、多く
 の州が横領と軍隊往返の害に疲弊し、〔民は〕播種もできないのであ
 るから」と言う。それにしてもオルジェイトニカン (在位1304-1316)
 からその子アブーニサイド (在位1316-1335) の治世前半まで、イル
 カン国の国力がなお強大であり得たのは、ガザンニカンの諸改革、特
 に税制改革の賜と考えざるを得ない。ガザンニカンの公示板の現物の
 遺つてゐるものはないが、アブーニサイドのそれは少くとも三碑文が
 知られている。このこともガザンニカンの税制改革が空文に終らず、
 実効を伴つたものであることを証する。

かくて、新租税制度の確立によつて、国税収入が確保された事情は
 明かとなつた。新税制には知事等の誅求、横領行為の入りこむ隙を全
 く塞ぐための周到な考慮が廻らされていることはこれまでに繰返し強
 調している所である。然し新租税制度は全く新しい租税原理によつて
 新租税体系を立てたものとは言ひ難いように見える。雑多な税目は整
 理されたが、国税はモンケニカン時代のそれと等しく、地租・家畜
 税・商税を含む正税と、qūpchar という人頭税という二大税目主義が
 依然として採られている。商税・人頭税はモンゴル人がイランに持ち

こんだものであつて、モンゴル法の原理に基づく税課であり、イスラムの聖法に反するものである。事実イラン人は人頭税の反復徴収に喘いだ。イスラムに入信したガザン・カンは「慈悲深く、慈愛遍キアラノ御名ニ於イテ」發布し、「コーラン」や「伝承」からのアラビア文の引用で鑠めた「勅令」の中にかかる非イスラム的な税目を再確認して、決して廃止しようとしてはいいない。現金を希求するモンゴル人として、現金納であつた商税・人頭税を直ちに廃止し得ない事情も存したのであろう。何れにしてもガザン・カンは祖法を枉げず、モンゴルの租税觀をイスラム教徒のイラン人に押しつけて憚らなかつた。それでは彼の税制改革は、モンケ・カン時代乃至イルハン国創建時代以来の租税原理の再確認にすぎないのであろうか。

さて税制を紊乱させた要因の一つは、支払命令書の所持者である使者乃至集税人の越権行為であつたが、ガザン・カンは彼等に対して馱馬の利用を禁じ、糧秣の給与を止めた。それと共に馱通制を改革し、その利用規定を定め、国家・軍事の緊急重要事のみに限つて使用を許した。更にモンゴル軍人に対する給与問題を食邑 (*iqṭāʿ*) 授与によつて解決した。支払命令書の濫発、*qūpchūr* 税の反復徴収も要するにモンゴル人の限度のない収奪行為に起因してしたのであり、彼等に対する給与体系を確立しなければ、眞の税制改革は望み得なかつた。ガザン・カンはモンゴル軍人への給与を国庫から直接支払うことを止め、彼等に食邑を授与して、その土地の民が本来国庫に納入すべき税額を受取ることにした。これは給与事務の国税事務からの分離を意味する。ガザン・カンはモンゴル軍人の給与要求を却けて、国庫収入の安定を期し、彼等に食邑を授与することによつて、これまで知事等の積領のため滞り勝ちであつた給与が必ず行き渡るようにしたのである。

qūpchūr 税は特に軍隊・使者・馱通の諸経費を賄うためにモンゴル

人が創始した税課であるが、今や使者・馱通の制度が整えられ、軍隊の給与が食邑授与によつて解決されると、*qūpchūr* 税の反復徴収さるべき根拠は全く失なわれたことになる。これこそガザン・カンの意図した所であらう。端的に言うならば、*qūpchūr* という人頭税の苛税的性格は、*iqṭāʿ* という食邑の出現によつて除去されたのである。新税目に於いて同じく *qūpchūr* と呼ばれる人頭税は、今やその性格に於いてそれまでの *qūpchūr* とは著しく異なつたものとなつた。従来の *qūpchūr* 税には恣意徴収を許す根拠が内在していたのであるが、今やその内在因が除去されたのである。

ガザン・カンの税制改革の後、*qūpchūr* 税の弊害は余り聞かれなくなり、*qūpchūr* という名称そのものも、家畜税としてはなお存続したが、人頭税としてはイルカン政権の没落と共に記録の上で消失してしまつた。サファヴィー朝初期まで *sar-shumāra* 或は *sarāna* と呼ばれる人頭税が特許状に頻出する。これはイスラム法による人頭税 *jizya* ではなく、*qūpchūr* の系統を引くものであるが、モンゴル時代に於ける如く国税の中心的地位を占めるものではなく、その残滓であつた。

かくて、ガザン・カンの税制改革の意義は *iqṭāʿ* 制の実施による *qūpchūr* 税の性格の変化に存すると言えよう。考えてみると、モンゴル人の支配観には、人の掌握を中心とし、人間そのものを収入源と見做す傾向が強く、定住民に課した人頭税はその好例と言えようが、ガザン・カンはイラン人の統治者として収入源を土地に求めなければならぬことに氣附いた。人の頭数を計算して負担額を割附けるよりも、土地を測量してそこから上る収穫の分前を取つた方が有利なことを悟つた。彼がそれまでのイルカンと異つて、荒廢地の再墾を奨励し、灌漑設備の復興に努め、農業の振興に非常な熱意を示しているのも、土地政策が租税制度の確立に直結していることを知つたからである。租

税台帳としての土地台帳の作成に如何に慎重であつたかは前に述べた。それにしても税目を地租に一本化し得ず、地租とは課税原理の全く異なる *qūpchūr* 税や *tanghā* 税を存続させている所に、イルカン国の軍事国家としての収奪的な性格を見なければならぬ。

結 語

征服王朝たるモンゴル政権は、そのすべての経済的負担を治下のイラン人に課した。それも当初は全く掠奪に等しかつた。モンケ・カーンの時になつて始めて租税制度が整えられ、徴税の正常化が図られた。然しこの租税制度はイスラム・イラン的な課税原理をそのまま受け継いだものではなく、これにモンゴル人に固有な課税原理を押しつけたものであつた。イラン人は伝統的な地租の外に、家畜税・商税・人頭税を課せられ、龐大な軍事費を負担せられた。特に *qūpchūr* と呼ばれた人頭税は、*qalān* と呼ばれた軍役と共にイラン人に苛酷な重荷となつた。*qūpchūr* 税はモンゴル人の掠奪行為を止めさせ、軍隊・使者・駅通の諸経費を賄うために導入されたものであるが、諸経費の増大によつて容易に税率が高められた。*qūpchūr* 税はモンゴル政権の収奪的性格をよく示していると言えよう。ただ中央・地方の徴税機構は全くイラン人の財務官僚によつて運営された。地方に於ける徴税の責任者である知事は、征服者モンゴル人の収奪がイラン人に及ばないように努力すべきであつたのに、却つて軍隊の糧秣要求、使者・駅通経費の増大を口実に *qūpchūr* 税を反復徴収した。然もこれを横領し、賄賂を用いて己の非行を包んだ。中央からも空手形の支払命令書が濫発された。税制は紊乱し、国庫は枯渇し、モンゴル軍人は貧困となり、イランの民は苛税に喘いだ。かかる事態に直面したガザン・カンは、全国租税台帳を作成し、税額・税目・納期を定めて徴収法を確

立し、税額を納税民に公示し、更に支払命令書の発行を慎重にして、税制を紊すあらゆる因子の除去に努めた。徴税権を知事の手から中央の財務省に回収し、国税増収の実績を挙げた。ガザン・カンの新税制は一見モンケ・カーンの税制の復興であるように思われる。然しガザン・カンはモンゴル軍人に食邑 (*iqā*) を授与することによつて、それまで科斂誅求の典型と目されていた *qūpchūr* 税の反復徴収の根拠を消滅させた。*qūpchūr* 税を徴収して、これを軍事力の維持費に充てた所に、税制紊乱の根本因があることを悟り、モンゴル軍人への給与は食邑により、臨時軍事費の財源は新たに設定した寄進地 (*waṣf*) に求めることにした。そこには土地政策こそ税制確立の本であるというガザン・カンの認識が窺われる。勿論 *qūpchūr* 税ではなくて、地租を国税の中心に据えようというような意図は何処にも示していないが、*qūpchūr* 税を規正し、地租収入を確保しようとする彼の態度は「勅令」から十分に察知できる。生きのびるためには、自らをイスラム・イラン的な社会に順応させざるを得なかつたとも言えよう。従つてガザン・カンの新税制はモンケ・カーンの税制への単なる復帰ではなく、イラン社会の伝統と実状に副うことを目指したものと云うべきであろう。この後、人頭税 (*qūpchūr*) ではなくて食邑 (*iqā*) の問題が重大化し、イルカンの関心は土地問題に移つた。これもガザン・カンの税制改革の結果である。

考えてみると、君主権を鞏固にし、同時に外来の支配者の暴力・誅求が被征服民のイラン人に及ばないようにすることは、セルジューク・トルコ朝の宰相ニザーム・アル・ムルク (1018-1092) の理想とする所であつた。ラシード・アル・ディーンはこの理想の実現をガザン・カンの改革政治の中に求めたと言えよう。

本稿ではガザン・カンの税制改革の政治的要因を主として論じ、その経済的要因には殆んど触れなかつた。また税制改革は、土地・裁判

・官房・駅通の諸制度の改革との密接な関連のもとに、度量衡と貨幣の統一、太陽暦の採用等の諸政策と相俟つて実施されたのであり、改革政治全体の中で把握されなければならない。何れも今後の課題である。

一九六・一・五・一一一

註

- (1) Muhammad Mahdī khān のトルコ・ペルシア語辞典には il-khān を Sultān al-tā'ifa 《部族の君主》と説明している。Sanglax: A Persian guide to the Turkish language by Muhammad Mahdī Xān, ed. by G. Clauson, London, 1960, 112v, 1. 19.
- (2) 例えばトインビーが「アラブ・イスラーム・キリスト・ヒンズー・インドの歴史」を論じているのを参照せよ。A. J. Toynbee, A study of history, X, 1955, 69-80.
- (3) E. Blochet, Introduction à l'histoire des Mongols, Leyden & London, 1910, 133.
- (4) トインビー博士の「ヒンズー・アラブ・キリスト・ヒンズーの歴史」を訳す。И. Петрушевский, “Рашид-ад-дин и его исторический труд,” Сборник летописей, Том I, кн. 1, М.-Л. 1952, 7-37.
- (5) Rashīd/Alī-zade (=Фазлуллах Рашид-ад-дин, Джами-ат-Таварих, Том III. Составитель А. А. Али-заде, Баку, 1957), 369-571. トインビー博士が原本校定に於いて最も正確であるので、本稿ではこれに拠る。なお「ガザン・ハン」第三章のペルシア語原文は次の三書による。Geschichte Gāzān Hān's aus dem Ta'rih-i-mubārak-i-Gāzānī, hrsg. von K. Jahn, London, 1940, 161-364. Tārikh-i ijtīmā'i-ye daura-yi Mughūl, ed. by Amīr Ḥusayn Jahānbiglū, Isfahan, 1336, 5-167. Rashīd/Karīmī (Jāmi' al-Tavārīkh, ed. by Bahman Karīmī, Tehran, 1338) II, 964-1113. トインビーの漢語訳は極めて正確である。Рашид-ад-дин, Сборник летописей, Том III, перевод с персидского А. К. Арендса, М.-Л. 1946, 203-316. トインビーの漢語訳はガザン・ハンの改革政治の全体を知ることになり得る。Histoire des Mongols, IV; par C. D'Ohsson, La Haye et Amsterdam, 1835, 370-477.
- (6) Rashīd/Alī-zade, 452-466. トインビーの「道徳の世紀」は、第14巻と改題している。Khwāndamīr, Ḥabīb al-siyar, III, Tehran, 1333, 167-170.
- (7) Juvaynī/Qazvīnī (=The Ta'rikh-i-Jahān-gushā, 3 vols., ed. by Muhammad Qazwīnī, Leyden & London, 1912-1937). Juvaynī/Boyle (=

- The history of the world-conqueror, 2 vols., Manchester, 1958).
- (8) Vaṣṣāf/Bombay (=Tārikh-i Vaṣṣāf al-Hadrat, Tehran, 1338).
 - (9) Nuzhat/Dabīrsiyāqī (=Nuzhat al-Qulūb, ed. by Muḥammad Dabīrsiyāqī, Tehran, 1336). Nuzhat/Le Strange (=The geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb composed by Ḥamd-Allāh Mustawfī, tr. by G. Le Strange, Leyden & London 1919).
 - (10) Mukātibāt (=Letters of Rashīd al-Dīn Faḍl Allāh, ed. by Muḥammad Shafī' Lahore, 1947).
 - (11) Risāla/Hinz (=Die Resālā-ye Falakiyyā des 'Abdollāh Ibn Muḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī, hrsg. von W. Hinz, Wiesbaden, 1952).
 - (12) Barthold (1) (=Die persische Inschrift an der Mauer der Manūčehr-Moschee zu Ani, von W. Barthold, deutsche Bearbeitung von W. Hinz, ZDMG, 101, 1951) 241-269.
 - (13) Minorsky (1) (=Nasīr al-Dīn Tūsī on Finance, by M. Minovi & V. Minorsky, BSOS, X, 1940) 755-789.
 - (14) Belenitsky (1) (=A. M. Беленицкий, К вопросу о социальных отношениях в Иране в хулагуидскую эпоху, Советское востоковедение, V, 1948) 111-128.
 - (15) Alī-zade (1) (=Абдул-Керим Али-заде, Социально-экономическая и политическая история Азербайджана XIII-XIV вв., Баку, 1956), 193-262.
 - (16) Petrushevsky (1) (=Земледелие и аграрные отношения в Иране XIII-XIV веков, М.-Л., 1960), 340-402.
 - (17) Hinz (1) (=Das Rechnungswesen orientalischer Reichsfinanzämter im Mittelalter, von W. Hinz, Der Islam, 29, 1949,) 1-29; 113-141.
 - (18) Schurmann (1) (=Mongolian tributary practices of the thirteenth century, HJAS, 19, 1956,) 304-389.
 - (19) Togan (1) (=A. Zeki Velidī Togan, Umumī Türk tarihine giriş, cild 1, Istanbul, 1946), 277-293.
 - (20) Lambton (1) (=Landlord and peasant in Persia, OUP, 1953), 77-104.
 - (21) Spuler (1) (=Die Mongolen in Iran, 2. erweiterte Auflage, Berlin, 1955), 306-332.
 - (22) Falina (1) (=А. И. Фалина, Реформы Газан-хана, УЗИБ, 17, 1959) 51-76.
 - (23) Rashīd/Alī-zade, 390-391.

ガザン＝カンの税制改革 本田

- (24) Vāṣṣāf/Bombay, 326.
 (25) Rashid/Ali-zade, 391-392.
 (26) 元朝の鈔の制度をそのまま模した紙幣の発行は完全に失敗したが、イランに於ける最初の財政改革としての意義は再吟味されなければならない。
 (27) Tadhkirat/Minorsky (=Tadhkirat al-Mulūk. A manual of Safavid administration, tr. & explained by V. Minorsky, London, 1945), 24-25. Minorsky, (I), 779-780.
 (28) El (=Encyclopaedia of Islam), I, 979.
 (29) Petrushevsky (I), 379.
 (30) Petrushevsky (I), 373-374. Ali-zade (I), 240. ヤン・トルン語 mal ʔ 《家種》 或種々たる。
 Cleaves (I) (=The Mongolian names and term in the History of the nation of the archers by Grigor of Akanc', HJAS, 12, 1949, 400-443) 438.
 (31) Petrushevsky (I), 378.
 (32) Lambton (I), 435.
 (33) Rashid/Ali-zade, 467-468.
 (34) Rāḥat/Iqbāl (=The Rāḥat-us-sudūr wa Āyat-us-surtū by Muḥammad Ibn 'Alī Ibn Sulaymān ar-Rāwandī, ed by Muḥammad Iqbāl, Leyden & London, 1921), 509.
 (35) Rashid/Ali-zade, 453.
 (36) Spuler (I), 310. Lambton (I), 33, n. 3.
 (37) Rashid/Ali-zade, 448.
 (38) Ibid, 526.
 (39) これは元代の漢文史料に賈胡子銀、回回銀、幹脱錢などと呼ばれている所謂羊羔利銀に外ならぬ。「黒鞭事略」には「其ノ賈販ニハ則チ鞭主ヨリ以ッテ僞諸王・僞太子・假公主等ニ至ルマデ皆回回ニ付スルニ銀ヲ以ッテス。[回回] 或ハ之ヲ民ニ貸シテ其ノ息ヲ徃フ。一錠ノ本、展轉シテ十年ノ後ニハ、其ノ息ニ千二百四錠ナリ」云々とある。モンゴル帝国の各地で活躍したオムタク商人の実態はなお究明するべき興味ある題目である。
 (40) Rashid/Ali-zade, 527.
 (41) 一二八四年アルタン＝カンはケルマンの君主ジャラール＝アル＝ディーン＝スルガトミシュの所領を安堵した際、ケルマン州の徴税を彼に請負わせた。歳入原簿によつて総税額を六万ディナールと定め、そのうち三萬九千ディナールを経常支出に充て、残りの二萬一千ディナールを中央の財務省に納入させることにした。経常支出の内訳は次の通りである。

(Simt al-'ulā, ed by 'Abbās Iqāl, Tehran, 1328, 57)

経常支出

スルタンノ宮廷ノ飲饗費	三九〇	〇〇〇
軍人ノ俸給	一〇〇	〇〇〇
哨兵ノ費用	一〇〇	〇〇〇
城壁・城壁ノ維持及び国有地ノ地下水道ノ掘鑿費	一〇〇	〇〇〇
年金	一〇〇	〇〇〇
税金ノ飲饗費	九〇	〇〇〇
駅通費	一〇	〇〇〇
必需・飲料費	一〇	〇〇〇
財務省官吏ノ俸給	一〇	〇〇〇
Rashid/Ali-zade, 453.		
Ibid, 455.		
Ibid, 455-456.		
Ibid, 456-457.		
Ali-zade (I), 241.		
Rashid/Ali-zade, 453-454.		
Ibid, 454-455.		
Tadhkirat/Minorsky, 176. Lambton, (I) 441.		
Hinz (I), 20.		
Juvayni/Qazvini II, 249; III, 7, 83-84.		
Juvayni/Qazvini III, 84-85.		
Rashid/Ali-zade, 500.		
Ibid, 520-523.		
拙稿「ヤン・カンに於ける iqṭā' 制に就いて」(北大文学部紀要七) 38.		
Rashid/Ali-zade, 457.		
(57) 「ガザン＝カン紀」第十八章には駅馬の負担と使者の暴戾が如何に民を苦しめたかが詳述されている。Rashid/Ali-zade, 479-486.		
Ibid, 458-460.		
Juvayni/Qazvini II, 25.		
Ibid. I, 22.		
Ibid. III, 94.		
Minorsky (I), 779.		
(63) 税制術語の解明には「バートルシェフスキー、フリー・ザイデ、ミノルスキー」の諸研究が参照されねばならぬ。なお専論や校刊テキストに附載されている語彙集を検索して、できる限り多くの用例を知らねばならぬ。		

- Lambton (1), 422-443. Vaṣṣāf/Bombay. 658-707. Risāla/Hinz, 13-25.
 Histoire des conquêtes de Tamerlan, éd. par F. Tauer, Praha, 1956. Sta-
 atsschreiben der Timuridenzeit, von H. R. Roemer, Wiesbaden. 1952.
 Персидские Документы Матенадарана, I, Ереван, 1956.
 (64) Petrushevsky (1), 369-372. Ali-zade (1), 210-216. Minorsky (1),
 781.
 (65) B. Spuler, Iran in früh-islamischer Zeit, Wiesbaden, 1952, 454-455.
 (66) Rashīd/Ali-zade, 476.
 (67) Petrushevsky (1), 387. Ali-zade (1), 216-223. Minorsky (1), 781-782.
 拙稿「タメカ (TAMGA) 税と税人」(和田博士古稀記念東洋史論叢)
 833-847.
 (68) EI. New ed., I, 860-862. Petrushevsky (1), 387.
 (69) Rashīd/Ali-zade, 147.
 (70) Ibid., 455.
 (71) Minorsky (1), 761, 773.
 (72) Petrushevsky (1), 380-381. Minorsky, (1), 782.
 (73) なお《牧場》を意味する 'alaf-khwar も家畜税を意味した。
 Petrushevsky, (1), 401.
 (74) Juvayni/Qazvini, III, 79.
 (75) 「元朝秘史」には「衆ノ國民ヨリハ處處ノ千戸千戸ヨリ、(餘野多)合
 宰ノ勅ニ依リ年年ニ歳半ヲ羊羴ヨリ一ノ二歳ノ騊羊ヲ、百ノ羊ヨリ一ノ一
 歳ノ羊ヲ出サシメタリ」云々とある(郝吉昌通世「成吉思汗實錄」576)。「元
 史」太宗紀には「勅シテ蒙古ノ民ノ馬百有ル者ハ此馬一ヲ輸シ牛百アル
 者ハ牯牛一ヲ輸シ羊百アル者ハ粉羊一ヲ輸シ永制ト爲サシム」とあ
 り元年(=一二二九年)の条にかけているが、ラシード=アル=ディーン
 は、オゴタイ=カーンが「家畜税(qūpchūr-i chahārpāy)を定めて、百
 頭毎に一頭を供出せしむることとした」のは牛の年(=一二三四年)である
 とする。(Rashīd/karīmī, I, 473)。
 (76) Minorsky (1), 761, 773-774.
 (77) Rashīd/Ali-zade 508.
 (78) Petrushevsky (1), 360-369. Ali-zade (1), 198-210. Minorsky (1),
 783-785. Belenitsky, (1), 115-116.
 (79) Poppe (1)(=The Mongolian monuments in hP'ags-pa script, by N.
 Poppe, tr. by J. H. Krueger, Wiesbaden. 1957), 83-85, n. 10.
 (80) Juvayni/Qazvini, II, 254.
 (81) Ibid., 256. ラシード=アル=ディーンは、ヒタヤ(=北支那)及びマ
 ヤハン=ナフル(=トランスオクシアナ)では畜者に十一ディナール、
 食者に一ディナールであり、ホラサンとイラクでは畜者に七ディナール、
 食者に一ディナールの割合で人頭税を課したという(Rashīd/Karīmī, I,
 597, 605)
 (82) Juvayni/Qazvini II, 261.
 (83) Rashīd/Ali-zade, 49-50.
 (84) Minorsky (2) (=Pūr-i Bahā and his poems, by V. Minorsky, Pra-
 ha, 1956). 初めの五節は次のようである。
 まだやが畜馬と混乱を世間に投げつけたコブチェル。
 老人と若者から歳金を引き出したコブチェル。
 世の人をみな散り散りに流亡させた
 無数のカランと無限のコブチェル。
 どんな大臣、どんな可汗の世にも
 見たことも記したこともないコブチェル。
 人口調査は三十年に一度であつたのだ、
 今や何と一、二日毎にやってくるコブチェル。
 一處で二〇の祭りを済ますスーフィーのよらに
 今や一時に二回課せられるコブチェル。
 (85) Minorsky (3) (=A soyūrghal of Qāsim b. Jahāngir Aq-qoyunlu
 (903/1498), BSOS, 9, 1939), 946-947.
 (86) Petrushevsky (1), 382-383.
 (87) Ibid., 379-380.
 (88) Juvayni/Qazvini II, 51.
 (89) Barthold (1), 266. Petrushevsky (1), 380. Ali-zade, (1), 242-243,
 Ta'rikh-i Shaikh Uwais, by J. B. van Loon, 's-Gravenhage, 1954, 69,
 n. 198.
 (90) Rashīd/Ali-zade, 468.
 (91) Petrushevsky (1), 380.
 (92) Petrushevsky (1), 383. Ali-zade (1), 243-244. Muhammad Mahdī
 khān は、このタネに語 tābqūr~tāpghūr の餘(=kharāj)
 に課せられる増加負担 (taḥmīl va taklif-i muzāyad) と説明する。Sang-
 nglax/Clauson, 151v.
 (93) Rashīd/Ali-zade, 410.
 (94) Vaṣṣāf/Bombay, 438.
 (95) Petrushevsky (1), 380. この語はニサ=アル=ディーンの「統治論」
 にみえ出たものである。
 Siyāsāt/Chahārdāhī (=Siyāsāt-nāma. ed. M. M. Chahārdāhī, Tehran)

- (96) Rashīd/Ali-zade, 208-209.
 (97) Petrushevsky (1), 383-384. Ali-zade (1), 230-232. Minorsky (3), 948-949. Cleaves (1), 438-439.
 (98) Hinz (2) (=Islamische Masse und Gewichte, von W. Hinz, Leiden, 1955), 52.
 (99) Juvaynī/Qazvīnī, III, 112.
 (100) Rashīd/Ali-zade, 508.
 (101) Ali-zade (1), 241-242.
 (102) Rashīd/Quatremère (=Histoire des Mongols de la Perse, par E. Quatremère, Paris, 1836), 144-145, n. 24. 11th - 4 = 12 = 4 2 2 2
 「塔里羅」と² targhū 4th 12th 2nd 2nd (Siyāsāt/Zakhoder (Сиасет-намэ, перевод Б. Н. Заходера, М.-Л., 1949), 332, n. 267.
 (103) Cleaves (1), 442.
 (104) Juvaynī/Qazvīnī I, 79. Rashīd/Kkrīmī I, 360.
 (105) Juvaynī/Qazvīnī I, 170. Rashīd/Karīmī I, 492.
 (106) Claves (2) (=The Mongolian documents in the Musée du Téhéran, HJAS, 16, 1953), 88-91, n. 1.
 (107) Juvaynī/Qazvīnī I, 103. Rashīd/Ali-zade, 85. Ali-zade, (1), 241.
 (108) Vaṣṣāf/Bombay, 380.
 (109) Petrushevsky (1), 392-393. Ali-zade (1), 240-241. Minorsky, (2), 950.
 (110) E. Quatremère, Notices de l'ouvrage persan qui a pour titre Maṭla' al-sa'dayn va majma' al-bahrayn, Notices et Extraits, XIV, 1843, 27-28, n. 1. Radloff (=Versuch eines Wörterbuchs der Türk-Dialecte, von W. Radloff, 4 Bde, 's-Gravenhage), IV, 235-236.
 (111) Rashīd/Ali-zade, 273.
 (112) Ali-zade, (1), 273.
 (113) Rashīd/Ali-zade, 544.
 (114) Petrushevsky, (1), 398-399. Ali-zade, (1), 237-238.
 (115) Radloff, I, 1679. 「尺蠖録」 VIII, 7b, 3.
 (116) Juvaynī/Qazvīnī, III, 76-77.
 (117) Rashīd/Ali-zade, 480.
 (118) Ibid., 556.
 (119) Petrushevsky (1), 384-386. Ali-zade (1), 233-236. Minorsky (3), 948.
 (120) Rashīd/Ali-zade, 412.
 (121) Ibid., 546.
 (122) Ali-zade (1), 242.
 (123) 岡田博士「尺蠖録」(岡田博士「尺蠖録」文庫 4) 76-77.
 (124) Rashīd/Ali-zade, 547.
 (125) Petrushevsky (1), 396-397. Ali-zade (1), 236-237. Minorsky (1), 948.
 (126) Rāhat/Iqbāl, 33, 513.
 (127) Rashīd/Ali-zade, 564.
 (128) Ibid., 459-460.
 (129) Petrushevsky (1), 399. Minorsky (3), 948. Lambton (1), 442.
 (130) Petrushevsky (1), 389-390. Minorsky (3), 946.
 (131) Juvaynī/Qazvīnī I, 22. Rashīd/Ali-zade, 482, 486.
 (132) Rashīd/Ali-zade, 544.
 (133) Petrushevsky (1), 384. Ali-zade, (1), 225-228. Belenitsky, (1), 117.
 (134) Radloff, II, 230. 11th - 2 = 12 = 4 2 2 2
 12th 2nd 2nd 2nd Schurmann (1), 337-339.
 (135) Rashīd/Ali-zade, 516.
 (136) Ibid., 531.
 (137) 「尺蠖録」(源氏物語文庫四集) II, 12a. 3. Poppe, (1), 83-85, n. 10.
 (138) Schurmann (1), 340.
 (139) Juvaynī/Qazvīnī I, 11; II, 275; III, 77.
 (140) Rashīd/Ali-zade, 24, 346.
 (141) Juvaynī/Qazvīnī II, 75.
 (142) Juvaynī/Qazvīnī II, 254, 256. Rashīd/Karīmī, II, 605.
 (143) Rashīd/Ali-zade 388-389.
 (144) Petrushevsky, (1), 399-400.
 (145) Rashīd/Ali-zade, 87, 151. Juvaynī/Boyle, I, 97, n. 4.
 (146) Juvaynī/Qazvīnī I, 83.
 (147) Rashīd/Ali-zade, 33.
 (148) Petrushevsky (1), 394-396. Ali-zade (1), 228-230. Minorsky (1), 950.
 (149) Juvaynī/Qazvīnī I, 22.
 (150) Rashīd/Ali-zade, 558.
 (151) Petrushevsky (1), 393-394. Ali-zade (1), 244-246. Minorsky (1), 949-950.
 (152) Vaṣṣāf/Bombay, 363.
 (153) Minorsky (1), 764-765, 777.

- (154) Rashīd/Ali-zade, 430, 432.
 (155) Ibid., 461-462.
 (156) Ibid., 469.
 (157) El. II, 723. Tadhkirat/Minorsky, 144. F. Løkkegaard, Islamic taxation in the classical period, Copenhagen. 1950, 179. Ibn Balkhī は qānūn-i kharāj 《地租令》を定めたのは、ササン朝のサーサーン王朝大皇帝であると述べている。The Fārs-nāma of Ibn 'I-Balkhī, ed. by G. Le. Strange & R. A. Nicholson, London, 1921, 170.
 (158) Rashīd/Ali-zade, 467. mufaṣṣal は《詳細だ、細目を記した》という意味のペルシア語であるが、税制用語としては《細目を記した租税令》の意味とも使われる。H. A. R. Gibb & H. Bowen, Islamic society and the West, Vol. I, Part, 1, 1957, 127, n. 2.
 (159) Rashīd/Ali-zade, 462.
 (160) イスラム法では一世代 (qarn) を三十年と計算し、これを時効年限とする。
 (161) Rashīd/Ali-zade, 513.
 (162) Minorsky (1), 761, 773.
 (163) Rashīd/Ali-zade, 462.
 (164) Rashīd/Ali-zade, 514. 「食邑授予の勅令」の第四条に「軍人は自分達に授けられた村の農民を本貢 (hujār) の村から他の村に移動してはならぬ」とある。これは農民の土地離脱を明示する記事としてソ連のイラン史家達の重視するものである。Falina (1), 74-75.
 (165) Risāla/Hinz, 173.
 (166) Rashīd/Ali-zade, 468.
 (167) Ibid., 471-472.
 (168) Ibid., 419.
 (169) Ibid., 473-475.
 (170) El. I, 1006-1007. カサノ・カノは一三〇一年太陽暦を採用した。これは Khānī 暦或は Ghāzānī 暦と呼ばれた。Spuler (1), 316.
 (171) Rashīd/Ali-zade, 472.
 (172) Ibid., 463.
 (173) Ibid., 473.
 (174) 拙稿「タムカ税に就いて」。
 (175) Rashīd/Ali-zade, 561.
 (176) Hinz (1) 135-136.
 (177) 「至福の書」中の他の書式例では一人に就き十二ディナールとなつてゐる。Hinz (1), 11.
 (178) Petrushevsky (1), 348. Ali-zade, (1), 212-213.
 (179) Rashīd/Ali-zade, 473.
 (180) Ibid., 463. Petrushevsky (1), 391. Ali-zade, (1), 250.
 (181) Rashīd/Ali-zade, 472.
 (182) Ibid., 489.
 (183) Ibid., 475.
 (184) この文は「食邑授予の勅令」の第一条に明記されてゐる。Rashīd/Ali-zade, 513. 拙稿「イラン王国に於ける iqtā' 制に就いて」41.
 (185) Rashīd/Ali-zade, 469.
 (186) Ibid., 462-464.
 (187) Ibid., 471.
 (188) Ibid., 462-463.
 (189) Ibid., 500-504.
 (190) Ibid., 471.
 (191) Ibid., 463.
 (192) Ibid., 466.
 (193) Ibid., 472.
 (194) Ibid., 476-477.
 (195) Ibid., 464.
 (196) Ibid., 392.
 (197) Ibid., 391.
 (198) Ibid., 468-469.
 (199) Ibid., 464-465.
 (200) Ibid., 392.
 (201) Petrushevsky (1), 354. Lambton (1), 92.
 (202) Rashīd/Ali-zade, 252.
 (203) Minorsky (2), 193, n. 18.
 (204) Nuzhat/Dabīrsiyāqī, 27-28.
 (205) マス・サートンはカイユム・カンの時代に国税収入の総額は一千八百萬ディナールであったといふ。Vaṣṣāf/Bombay, 271.
 (206) Spuler (1), 321. Petrushevsky (1), 383-384. Belenitsky (1), 119.
 (207) Barthold (1), 243-245. Ali-zade (1), 208. W. Hinz, Steuerinschriften aus dem mittelalterlichen Vorderen Orient, Belleten, 13, 1949, 746.
 (208) 使者の取締りと賦税の整備に就いては、「集史」カサノ・カノ紀第三卷の第十八節、第三十八節と註明されてゐる。Rashīd/Ali-zade, 479-486, 563-567.
 (209) Petrushevsky (1), 381. Ali-zade (1), 247-248.
 (210) Petrushevsky (1), 83-90.